

令和4年9月5日9月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 伊藤 芳 則 | 2番 山 田 真一郎 | 3番 増 田 誠 宏 |
| 4番 徳 岡 真 紀 | 5番 掛 田 勝 彦 | 6番 中 原 秀 樹 |
| 7番 月 橋 寿 文 | 8番 重 信 好 範 | 9番 山 村 恵美子 |
| 10番 宍 戸 稔 | 11番 新 田 真 一 | 12番 藤 岡 一 弘 |
| 13番 横 光 春 市 | 14番 鈴 木 深由希 | 15番 黒 木 靖 治 |
| 16番 藤 井 憲一郎 | 17番 弓 掛 元 | 18番 保 実 治 |
| 19番 大 森 俊 和 | 20番 竹 原 孝 剛 | 21番 齊 木 亨 |
| 22番 杉 原 利 明 | 23番 新 家 良 和 | |

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

| |
|-------------|
| 24番 小 田 伸 次 |
|-------------|

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

| | |
|------------------------------|-----------------------|
| 市 長 福 岡 誠 志 | 副 市 長 堂 本 昌 二 |
| 副 市 長 堀 川 亮 | 総 務 部 長 細 美 健 |
| 経営企画部長 宮 脇 有 子 | 地域振興部長 中 原 みどり |
| 市民部長 矢 野 美由紀 | 福祉保健部長 立 花 周 治 |
| 子育て支援部長 松 長 真由美 | 市民病院部 事務部長 片 岡 光 子 |
| 産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋 | 建 設 部 長 秋 山 和 宏 |
| 水道局長 加 藤 伸 司 | 危機管理監 山 田 大 平 |
| 情報政策監 上 谷 一 巳 | 教 育 長 迫 田 隆 範 |
| 教育次長 甲 斐 和 彦 | 君田支所長 影 山 敬 二 |
| 布野支所長 才 田 申 士 | 作木支所長 曲 田 憲 司 |
| 吉舎支所長 伊 達 浩 史 | 三良坂支所長 落 合 裕 子 |
| 三和支所長 細 美 寿 彦 | 甲奴支所長 杉 原 達 也 |
| 監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 児 玉 隆 | |

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | |
|-----------------|----------------|
| 事 務 局 長 池 本 敏 範 | 次 長 明 賀 克 博 |
| 議 事 係 長 原 仁 彦 | 政務調査係長 石 田 和 也 |
| 政務調査主査 脇 坂 由 美 | |

5 会議に付した事件は次のとおりである

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|------|------|--|
| 第 1 | | <p>一 般 質 問</p> <p>鈴 木 深由希 大 森 俊 和 新 田 真 一 保 実 治 重 信 好 範 穴 戸 稔 中 原 秀 樹 黒 木 靖 治 弓 掛 元 月 橋 寿 文 新 家 良 和 掛 田 勝 彦 徳 岡 真 紀 藤 岡 一 弘</p> |

令和4年9月三次市議会定例会議事日程（第2号）

（令和4年9月5日）

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|-------------|------|-----------------|
| 第 1 | | 一 般 質 問 |
| | | 鈴 木 深由希…………… 69 |
| | | 大 森 俊 和…………… 83 |
| | | 新 田 真 一…………… 95 |
| | | 保 実 治……………108 |
| | | 重 信 好 範……………123 |
| | | 宍 戸 稔（延会） |
| | | 中 原 秀 樹（延会） |
| | | 黒 木 靖 治（延会） |
| | | 弓 掛 元（延会） |
| | | 月 橋 寿 文（延会） |
| | | 新 家 良 和（延会） |
| | | 掛 田 勝 彦（延会） |
| | | 徳 岡 真 紀（延会） |
| 藤 岡 一 弘（延会） | | |


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前 9時30分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日から3日間、一般質問を14人の議員が行います。この一般質問を行う3日間については、議事の関係上、会議の開始を9時30分といたします。

また、今定例会も、新型コロナウイルス感染予防対策として、マスクの着用、マスク着用での発言といたします。発言等が聞き取りにくい場面もあるかと思われませんが、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は23人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、伊藤議員及び山田議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。本日の会議の欠席者として、小田議員から一身上の都合により欠席する旨、届出がありました。

次に、本日の一般質問に当たり、新田議員、保実議員から資料を画面表示したい旨、事前に申出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については、事前にタブレットにデータを掲載、傍聴の方には紙資料でお示ししています。以上で報告を終わります。

また、暑いと思われる方は上着を適宜お取りください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（山村恵美子君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔14番 鈴木深由希君 登壇〕

○14番（鈴木深由希君） 皆さん、おはようございます。真正会の鈴木深由希です。お許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

いまだにウクライナでは殺人鬼により罪のない大切な命が日々奪われ、放射能の恐怖も加わってきています。未知のコロナウイルスとの闘いが始まった3年前より、コロナウイルスの変異で第6波、第7波と感染者数が増加して、当然、死者数も増えています。お亡くなりになっている人が多いことに心が痛みます。コロナ感染者治療による医療現場の逼迫で、コロナ感染以外の疾病、事故等、本来なら助かったはずの命が奪われている現実があることにも目を背けてはならないと思います。当たり前の日常を取り戻すためには、大切な人を守るために一人一人が何をすべきか真剣に考えて行動し、コロナ感染予防対策について気を引き締めなくてはならないと、最前線で命と向き合い、体を張って闘っておられる医療従事者の方のお話を伺って、

身が引き締まる思いがしました。このたびの大項目3点、6月定例会に続いたもの、同じく、命の大切さを根底に、市民に密着した暮らしについて、市民の意見も織り交ぜて提案いたします。

大項目1、住民自治組織と自主防災組織について質問いたします。

初めに、中項目(1)行政の考え方について。6月定例会の後、市民から届きました質問2点をお尋ねしたいと思います。

まず初めに、確認させていただきたい。住民自治組織とは何を指していて、自治連合会のことを総称しているのでしょうか。地域には、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、主任児童委員など、その他もろもろの組織がありますが、全て住民自治組織に含まれるものなのか、それぞれ独立しているのでしょうか。関係性を教えてください。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 地域においては、様々な主体がまちづくりの主体を担っていると考えます。主体は、市民一人一人も主体でありますし、各19の住民自治組織もまちづくりの主体でありますし、それぞれの地域にあります自主防災組織も、それぞれ住民自治組織とは別の組織としてまちづくりを担っている、そういった組織であるというふうに認識をしております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 住民自治組織について、同僚議員の質問の6月定例会の御答弁で、「市として」「部として」と使い分けてありました。「市としても協働のまちづくりを推進しており、まちづくりサポートセンターとしての訪問等によるニーズの把握や活動に対する助言、また集落支援員制度の活用など、様々な支援を行っている」。「地域振興部として日常的に住民自治組織へ訪問しているが、その際、各部局からの依頼も増え、事務量が増えているとか、市役所の下請になっているという声を実際に聞くこともある。市として、下請と考えたことはない」。この御答弁、使い分けの意味を市民の方が質問されました。事務分掌規程、業務分担を定めておられるのかとの質問です。お伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 6月議会定例会における小田議員の各住民自治組織と地域振興部の関係についてという質問の際に、地域振興部について質問をされた内容については「地域振興部として」と回答したものです。また、その他の質問に対して、市の方針、また全庁的な考え方を述べる場合は「市として」という形で答弁をさせていただいたものです。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 行政主体、市として、また、補助機関として部局がある、代理を務めているという使い分けと解釈させていただきます。ただ、責任の所在が曖昧でないかという指摘も頂いております。

続いて、もう一点の質問です。「住民自治組織は市民から最も身近な組織であり、住みよい地域づくりを推進する上で重要な役割を担っていると考えている」との御答弁で、住みよい地域づくりを推進するという点について根拠規定はありますか、行政と住民が共有できているのでしょうかとの問いがありました。お伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 住みよい地域づくりを推進する根拠規定についてですが、住民自治組織は、地域住民等で構成をされている任意の団体であり、まちづくりの主体として、地域自治活動を担う団体であるというふうと考えております。地域住民自ら考え、地域内合意を得て策定をされた地域まちづくりビジョンの実現に向け、地域住民一人一人の幸せをめざし、主体的な活動を行うことが住民自治組織の役割であると認識をしております。住民自治組織は任意の団体であり、条例等でその設立や役割等について明確に定めたものではありません。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 住民自治組織は任意団体の組織であるということで、市民の暮らしに近い組織が行政ではなく住民自治組織と捉えていいのかと思いますけど、市民が実感できていない感じもあります。市民がそれを実感できるためには、地域の住民の主体的な活動等に委ねられているところがありますが、市民がそれを実感できるためには何をどうすべきか、視点を変えて在り方を見直していただく。任意団体とはいえ、行政のほうからの支援もござります。そういったところへの助言、指導等、行政の役割もあるのではないかと考えます。市民と行政の意識のずれ、行政主体、補助機関の責任が曖昧であること、市民の参加をそこら辺りが遠ざけているような要因が見えてきます。いま一度御所見をお伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 本市では、まち・ゆめ基本条例を基本にしたまちづくりを行っており、市民や住民自治組織がまちづくりの主体であるというふうと考えております。各住民自治組織においては、それぞれ地域のまちづくりビジョンに沿ったまちづくりが進められてお

り、市としては、地域の課題を解決するために取り組んでおられる住民自治組織などが自ら主体的な活動ができるように人的・財政的な支援を行っていく、そういった役割があるというふうを考えております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 同僚議員、また、私に寄せられました御意見、自治組織に関わった経験者、現在進行形の方たちが自治連合会の在り方に様々な疑問を持って、壁にぶち当たっておられます。これまでの御答弁は、内容が繰り返されておりまして、市民は行政の横の連携が取れていないのではないかと感じています。なかなかその体制を考え直したり、変化が見えていないということで、市民参加のまちづくり、住民自治組織主体のまちづくりが、目標を持ってどう取り組んでいけるものか、持続可能な取組というものを両方で、双方で考えてみたいと思います。

中項目(2)のまちづくりサポートセンターの果たす役割について質問いたします。

住民自治組織を協働のまちづくり、住みよいまちづくりを推進する上で重要な役割を担っていると市として考えていて、まちづくりサポートセンターが常に住民自治組織と対話をしながら課題解決に向けた取組を共に行っているとの6月定例会の御答弁でした。まさに今おっしゃっていただいたことと同じことです。幾つかの自治連に聞き取りをいたしました。これまでも地域振興部に住民の声を届けた際に聞かせてもらったことをそのまま住民に返したり、このたび関係者からの聞き取りをして、様々な疑問を頂戴してまいりました。住民自治組織というと皆さんがぴんと来られないので、自治連とここからは呼ばせてください。

日常的な訪問でニーズの把握、活動に対する助言をされている、サポートセンターのほうの職員がされているということでしたが、三次市としてのサポートか、それとも地域振興部としてのサポートか。あくまでも地域振興部としてのサポートと捉えたとして、具体的に御訪問によりどのようなことをされているのか、お聞かせください。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 市では、住民自治組織が自ら課題解決に向けて活動ができるように、日常的に住民自治組織を訪れながら活動の支援を行っています。訪問では、主に住民自治組織が抱える課題やニーズの把握を行っています。対話の中で、活動に対する助言や提言を行うとともに、住民自治組織が抱える課題も多岐にわたるため、必要に応じて関係機関へのつなぎも行っております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 対話をしながらと述べられていますが、対話から生まれた効果として、目的は果たされたのか、助言等で課題が解決できたのか、また、様々な手段は整っているのか。どのような例がありますでしょうか。成功例、成果をお聞かせいただきたいと思います。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 対話の中で生まれた取組については様々ありますが、近年の主なものとしては、集落支援員制度の導入や地域の未来づくりアドバイス事業などがあります。集落支援員は、住民自治組織の要望により配置されており、各地域において、集う場づくりや定住支援につながっています。また、地域の未来づくりアドバイス事業では、地域の人口動態を把握して地域づくりにつなげたいという要望により始まった事業であり、現状把握、分析による地域の状況を見える化することで、今後の地域づくりにつながっています。

今後も、住民自治組織と対話しながら、課題解決に向けた取組を住民自治組織と共に行っていきたいと考えています。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) あくまでも住民主体で地域づくりをということではありますが、下請意識が消えていないのも事実であります。自発的なやる気を引き出せないのは適切であると言われております。ただいまの人的、集落支援員等の派遣、また財政的な支援が要因になっているとの声もありますが、いかがお考えでしょうか。市としての認識をお伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 市としましては、まちづくりサポートセンターや集落支援員などの人的支援や、交付金などの財政的支援は、住民の自発的な活動を促進するための1つの手段であり、やる気をそぎ、下請意識につながっているとは考えていません。

平成30年度から本市のまちづくりに関わっていただいている一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所からは、三次市は各地区にコミュニティーの拠点が整備をされ、複数の常駐スタッフが配置されており、各住民自治組織を中心に、各分野の組織や団体が連携して活動を展開している。そして、市からの人的・財政的支援があり、地区同士の交流も始まっていることが三次市のまちづくりの成果であり、三次市のまちづくりの取組が全国的にも高い水準にあると報告をされています。こうした住民自治組織に対する手厚い人的・財政的支援により主体的なまちづくりが行われているということは下請には当たらないというふうに考えています。

また、他の自治体からも、本市の住民自治組織を中心としたまちづくりに対し、先進例として問合せや視察の申込みを頂くなど、評価をしていただいているところです。引き続き、これ

までの成果を生かし、協働のまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 非の打ちどころのない御答弁であります。表し切れていない現実もあると思います。様々なコミュニティーを訪問いたしまして、本当に明るく生き生きと、地域のために活動してくださっていました。また、地域の方が訪問されて、訪ねてこられたりして、一緒にお茶を酌み交わしたり、地域の方のよりどころとなっている。研究センターのほうから全国的に高い水準であるという評価を頂いているということは確かに事実だと思います。しかしながら、表と裏という言い方をしたら大変申し訳ないんですけど、やはりその中でも心の葛藤をお持ちです。そこら辺りのずれというか、もう少し埋め合わせができたらいいなと思うんです。市民に対して、行政が考えている意識、取組、すごく頑張ってくださっている職員の頑張り、見えていなかったり、伝わっていない部分をどうやったら払拭できるのかなど。もう少しお互い謙虚に現実と向き合ってみたいものだと感じました。

中項目(3)のまちづくりと「自助・共助」について質問いたします。

自治連と自主防災会は、多くの地域で組織的に重複、合体しているため、構成員が同じであるようです。それにもかかわらず、三次市行政組織規則では、地域振興部と危機管理監が所管するという2次元的な体制となっています。行政主体の組織機構としてこのような体制を取らざるを得ないのかもしれませんが、市民としては理解し難いところであります。地域振興部、まちづくりサポートセンターが自治連と対話し、助言しているとのことではありますが、いつ起こるか分からない災害で、命を守る自助・共助が確かに機能するための準備は整っていますでしょうか、お伺いいたします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 自主防災組織は、災害時における被害の防止または軽減を図るため、隣保協同の精神に基づいて、住民自治組織を単位にその住民を構成員として結成されております。

自主防災組織では、ふだんから地域の危険な状況あるいは避難の準備、そういったことをしていただいております。また、防災知識の普及啓発、そういったものも行っていただいております。また、災害時には、地域住民への避難の呼びかけでありますとか避難誘導、避難所の運営支援、必要に応じた補助避難所、地域避難所の設置、運営協力など行っていただくこととなっております。これらの活動を行う自主防災組織に対する育成指導につきましては、災害対策基本法の規定に基づきまして市が行うこととなっておりますので、そのようにしておるところでございます。

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監、二元的な体制がどうなのかという質問に対して。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) まずは、災害対策基本法の規定に基づきまして自主防災組織が設立されておりますので、防災に関する業務、災害対策基本法を所管しておる危機管理監がまず自主防災組織の指導・助言等を行うのが適切であるというふうに考えております。

しかしながら、住民自治組織と自主防災組織は同一の地域を設立単位としております。おっしゃるとおり、共通する関係者も非常に多いことがございます。地域振興部と危機管理監との間では日頃から情報共有をしております。また、連携を取って業務を行っておるところでございます。

また、一方で、災害発生のおそれが切迫している、あるいは災害が発生した場合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、全庁横断的な対策を取ってまいります。そういった際には、自主防災組織に円滑な災害の活動を行っていただけるよう、災害対策本部におきまして部署間の連携・調整をしっかりと行ってまいります。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 組織横断的な体制整備というものは整っていると理解しています。しかしながら、御承知いただいているように、自治連によっては、自主防災組織と1つになっているところがあります。そういったところへの通知とかがうまく分散できなかったり、正しく伝わっていないという声も聞きました。市民から、横の連携が取れていないという不安の御指摘なんです。行政の連携をもっと見える形で発信していただきたいと考えます。

昨年来、準備を重ねてきた避難行動要支援者名簿が地域に配られ、地域によっては既に具体的な支援計画を検討されているところもあります。まちづくりトークでも質問がありましたが、避難行動要支援者名簿がどういうものか、条例の趣旨、作成の経緯、名簿の活用などについて、市民に正しく伝わっているのでしょうか、お伺いいたします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 近年の大規模災害で、高齢者や障害者など、災害時における迅速な避難が難しい方が多く犠牲になっておられるということがございます。平成25年に災害対策基本法が改正されまして、市町村長に災害時の迅速な避難のため特に支援を要する避難行動要支援者の名簿作成が義務づけられたところがございます。避難行動要支援者といいますのは、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援の必要な方をいいます。この避難行動要支援者の名簿でございますが、本人の

同意があれば、平時から自主防災組織や福祉事業所等の避難支援等関係者、避難を支援していただく方に必要な情報として提供できるものでございます。

市では、令和3年4月1日に三次市避難行動要支援者名簿に関する条例を施行しております。その中で、名簿情報の提供につきましては、それを拒否する意思を表示した方以外については名簿情報を支援者に提供できるということを定めております。できるだけ多くの要支援者について避難支援等関係者に名簿情報を提供できるようにし、今年3月には、自主防災組織へ名簿情報を既に提供したところでございます。これらの取組につきましては、昨年12月、今年1月の市の広報や市のホームページで周知を図るとともに、対象者に対しまして、名簿情報の提供に係る委託費の確認と併せ、制度概要や取組内容を通知させていただいております。

今後は、避難行動要支援者一人一人が個別避難計画を作成することとなりますけれども、この取組を進めるに当たりまして、引き続き市広報や市ホームページによる周知啓発を図るとともに、要支援者御本人や実際に避難の支援に携わっていただく方にも丁寧な説明を行って、実効性のある個別避難計画づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 名簿の扱いなんですけど、この19の住民自治組織のうち、自治連と自主防災会が1つになっているところの例なんですけど、自主防災会へ下ろしたという危機管理監の道筋はもちろんそうなんですけど、地域によっては、自治会へ下りてきたよ、どうしようかというようなところもあります。それは、防災意識がそこまでまだしっかりと整っていない地域によっては戸惑いも隠せられていないところがあります。

そこで、大切な命を守るためには、この名簿を本当にしっかりと生かさないといけないんです。また、自分の情報が外へ無造作に漏れるんじゃないかという不安をやっぱり訴える方もありました。防災士さんとか有識者さん、防災委員とかいう言い方で有識者を任命されている組織もありますけど、消防の経験者であったりとか、そういった方に適切な計画作成の指導を依頼してはどうかと思いますけど、いかがお考えでしょうか。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 市は、令和2年11月に、避難行動要支援者の避難支援に係る福祉関係者、自主防災組織、消防や警察などの機関で構成します三次市避難行動要支援者等連絡調整会議を設置し、支援体制の整備や関係機関の連携を推進しております。個別避難計画の作成は、この調整会議においてしっかりと協議し、自主防災組織だけに任せることなく、対象者となる方々の状況や地域の実情をよく把握されている福祉関係者、消防や警察などの御協力や指導を頂きながら進めたいと考えております。また、今後、個別避難計画の作成を進めていく中で、防災士会でございますとか、そういった協力を得る必要があるといった意見がございましたら、

協力の要請を検討してまいります。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 福祉関係者等調整会議でしっかりと計画をどう進めていくかを練られたと言いますが、それが、市民、地域住民のところまで下りてきていないのが現実なんです。ぜひとも、今、防災士会とか、そういったところにも協力要請を考えてくださるということでしたけど、いま一度、地域住民が本当の意味で計画がスムーズに立てられる、正しい計画が立てられるよう、ぜひぜひ考えてみてください。お願いいたします。

自助・共助といいます。自助は、日頃からリスク管理、初期の最優先すべき避難行動の大切さを繰り返し、出前講座、防災士会による研修の機会を設け、一人一人の防災意識を高めていく。次に、共助、つながりの大切さ、誰一人として孤立させない、助け合いの仕組みを確立するための訓練が必要だと思います。代表者役員、一部の人が参加して、避難所での段ボールベッドや間仕切り等の設置訓練も大切ですが、その前に、避難行動要支援者名簿も使い、情報伝達のOJTや、避難所までの経路が複数寸断される設定をしながら、初期の避難が可能かなど、実効的、現実的な訓練を繰り返し行うことがいざというとき命を守るために必要と考えます。御所見をお伺いいたします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 市では、市民の皆様が、災害の恐ろしさや、自宅周辺や地域にどのような災害のおそれがあるかを知っていただくよう啓発を続けておりますけども、その結果として、地域全体で避難訓練に取り組んでいただけるようになることが重要であると考えております。各自主防災組織では、避難指示の発令を想定し、指定避難所まで実際に避難を行う実働訓練や、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じた避難所の開設運営訓練を実施されているところでございます。こうした取組を続けていただく中で、どのタイミングで避難を開始し、どの経路で避難するのか、あるいは夜間に避難する場合はどうするのかといった、実際の災害や地域の状況を想定した訓練が大事になってくるものと考えております。

市といたしましては、自主防災組織が訓練を企画する際には、それが実効的、現実的な訓練となるよう、地域の防災士等とも連携して、適切なアドバイスや協力を行いたいと考えております。また、今後作成を進める避難行動要支援者一人一人の個別避難計画につきましても、それが実効性を持った計画となるよう、支援者となる方々や自主防災組織の意見をしっかり聞いた上で、訓練に盛り込むことを提案してまいりたいと考えております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番（鈴木深由希君） 今、要支援者名簿による支援の計画等に力を入れておりますが、その名簿に載っていない、独り暮らしである高齢者であったり、そういった、支援が本来なら必要であろう、ただ、名簿に手を挙げていない方等もいらっしゃいます。そういったところが取り残されないように、しっかりと自主防災会と行政と連携を取り、また、福祉関係者等の支援もぜひぜひお願いしてください。そういった役割分担というものがもう少し明確になったらいいなと思います。回らせていただいた自治連の中には、もう既に最初から自主防災会と自治連合会を分けていらっしゃる、全く構成員も別にして、そこへ社協とか民生委員さんとかJAの女性部さんまで加わっていらっしゃる組織もありました。これは炊き出しを考えてのことですけど、そういった先進的な活動をしていらっしゃる場所もありますので、ぜひそういった活動をしっかりと披露して、皆さんがこぼれることのないようにお願いしたいと思います。

川地連合自治会、私の住んでいるところですけど、組織構成員が重複している地域です。連合自治会と自主防災会を新会長が、地域住民の命を守るためには組織として分け、自主防災会の活動を活性化し、実行力を持った組織にする目的で、川地防災士会に組織改革、活動計画を諮問されました。川地防災士会では、組織構成、自治会単位の名簿作成、これは要支援者名簿とは別です。地区住民全員の名簿作成です。初期情報伝達訓練、全体危険箇所点検、避難訓練等の案を取りまとめ、会長へ提出いたしました。これがこれからどのように活用されていくのか、しっかりと見守っていきたいと思います。

大項目2に移ります。社会全体で進める誰もが住みやすい環境整備について質問いたします。

中項目（1）障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等々、障害者支援関連法律の施行以降、障壁を取り除く市の取組について質問いたします。

障害者支援関連法律の施行以降、市としての取組が6月定例会で御答弁がありました。しかし、市民にはなかなか浸透していないようで、当事者から、理解が進んでいるとは思えないとの声を聞きます。三次市ユニバーサルデザイン推進委員会では、市の組織関係者のみで構成されてきました。これまでも幾度となく、市の福祉施策に当事者、専門家の参加が必要であると提案してまいりました。このたび、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策を推進していくに当たり、具体的に確かな施策として取り組むには、当事者が構成員となる委員会の設置を提案いたします。いかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

（福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 立花福祉保健部長。

〔福祉保健部長 立花周治君 登壇〕

○福祉保健部長（立花周治君） 障害者総合支援法や障害者差別解消法、また、先般施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づいた施策の推進は、誰もが住みやすい市としていくための取組として重要であると認識しております。今年度6月議会でも答弁をさせていただきましたが、合理的配慮等の認知度は3割程度でございます。市が行う施策や取組については、市民に十分な周知や啓発を行うことが大切であると考えております。

現在、市が取り組む障害者施策については、三次市障害者福祉計画により進めております。計画策定の際に設置する策定委員会に当事者団体の代表に参画いただき、御意見を伺っているところでございます。また、同様に、障害福祉に関する課題やニーズに対応するため設置している障害者支援協議会や、具体的な活動の推進を図る障害者支援ネットワーク連絡会議には、障害者団体の方や関係事業所の方に委員や部会員として参画を頂いております。

議員から御質問のございました委員会につきましては、新たな設置の検討はしておりませんが、先ほど申し上げた会議等を通じて、当事者の御意見を丁寧に伺うように考えております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 各委員会等に当事者が参画していらっしゃるということでしたが、まだまだ隅々まで声が聞けていないところもあるのではないかと思います。このたびの法令は義務であります。これを機に、協議のプロセス、また、視点を変えて、実現のために、もう少し幅広く当事者の声を聞く機会、委員会とまでは言いませんが、聞く機会を、対話の機会を増やしていただけたらと思います。市としてのお考えを福岡市長に改めてお伺いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 多種多様な障害福祉に関する課題やニーズに対応していくためには、先ほど御指摘を頂いた、障害者の皆さんの御意見を伺うことというのは大変重要であるというふうに私も感じています。御提案の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を具体的に取り組むための委員会については、新たな設置というのは現在のところ考えておりませんが、現在設置している障害者支援協議会や三次市障害者計画の策定委員会に当事者団体の代表の方に委員として参画を頂いておまして、その御意見を施策に反映していきたいというふうに考えております。

先ほど、各部会の取組とか様々なことが、部長からの答弁にもありましたように、そういったところの声をしっかりと聞きながら施策に反映する、あるいは、計画策定の際などに実施するパブリックコメントや様々な機会を活用しながら、しっかりと当事者の皆さんの意見も伺っていきたいというふうに考えております。障害の合理的配慮や差別解消、そして日常生活の中で課題となっている事項を改善していくために、当事者の思いを共有する機会を設けながら、障害に対する理解や課題解決に向けた取組を広げていきたいというふうに考えております。当事者についての意見集約というのも大切でありますけれども、やっぱりそれ以上に、地域社会がそれらをどうやって受け止めるか、理解をするかということも非常に重要なところでありますので、そういった面につきましてもしっかりと取組を進めていきたいというふうに考えています。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔14番 鈴木深由希君 登壇〕

○14番（鈴木深由希君） 市長が今言って下さいました地域社会の受け止め、ここの部分が大変重要だと思います。まちづくりについても一緒だと思います。ぜひ、協働のまちづくり、ここもしっかりと力を入れていただきたいと思います。私が先ほど末端の声を聞いてほしいと。Iターン者であったり若者であったり、精力的に市長は声を聞いていらっしゃいます。対話を重ねていらっしゃいます。ぜひともそういった機会を設けていただきたいと思います。

災害時に障害者が犠牲になることが多く、情報が伝わっていなかった、伝わるのが遅かったことが原因と言われていています。市はICTの活用で様々な情報発信をしています、災害時に遅滞なく障害者に確実に情報が伝わるよう、具体的な活用方法を確立していくべきと考えます。どのようなICTの活用を今検討されていますでしょうか。具体的なものがあればお教えください。

（危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田危機管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） 市では、災害時に市民の皆様が迅速に避難できるよう、多種多様な手段によって情報等を伝達することとしております。例えば視覚障害のある方には、音声告知放送や音声読み上げ機能のあるスマホアプリによる伝達、聴覚障害のある方には、防災メール、SNSなどで文字による伝達を行うなどしております。また、災害情報共有システム（Lアラート）を通じて、テレビや防災アプリ等の多様なメディアによる迅速かつ効率的な情報提供ができるようにしております。さらに、住民に対して気象警報や避難情報が確実に伝わるよう、伝達手段の多様化、多重化を進めております。

現在、DXを活用した音声による新たな情報ツールといたしまして、スマートスピーカーの事業を進めているところでございます。引き続き、情報の入手方法につきましては、市広報紙やホームページにより定期的に周知啓発を行うとともに、併せて、自主防災組織や障害者支援団体の皆様の御協力を頂き、障害者の逃げ遅れがないよう、避難行動要支援者の避難計画の策定を進めてまいります。

（14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔14番 鈴木深由希君 登壇〕

○14番（鈴木深由希君） 様々なツールが今どんどん用意されています。先日ちょっと見かけたニュースで、緑と赤の見分けがつきにくい方向けのハザードマップや地震速報の地図上の色分けですね。赤、緑の色を微妙にそうした見えにくい方に識別できるまでの範囲を研究され、色をつけている「NERV（ネルフ）」という災害アプリが紹介されていました。こうした細かいアプリを選ぶにしても、一応、規定にあるものだけでなく、いろいろと探ってみてください。そして、それをぜひ市民の皆さんに紹介してください。よろしく願いいたします。

現在、市が発信している情報に字幕がついているものは市長定例記者会見がありますが、ほかにもついているものがありますでしょうか、お伺いいたします。

(経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇経営企画部長。

[経営企画部長 宮脇有子君 登壇]

○経営企画部長(宮脇有子君) 市では、動画を活用した定期的な情報発信として、市長の定例記者会見をホームページで発信しているほか、株式会社三次ケーブルビジョンに委託して、広報番組「市役所ほっとニュース」を制作し、毎週放送しております。先ほど御指摘ありましたように、定例記者会見につきましては字幕をつけておりますが、「市役所ほっとニュース」は、三次ケーブルビジョンの制作スケジュールや設備機器の関係から、放送内容全てに字幕をつけることが困難な状況にあり、内容の概要をテロップで表示するよう努めているところでございます。

今後、「市役所ほっとニュース」におきましても、導入可能な部分から字幕を設定するよう三次ケーブルビジョンに要請してまいりたいと考えております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) アクセシビリティの考え方としては、できる限り字幕がついていくこと、市からの発信について、どんどん字幕設定の普及促進をお願いしたいと思います。障害者手帳をお持ちでない方であっても、高齢者にとって字幕はありがたいと聞いております。年齢を重ねるに従って、音は聞こえても、音がゆがんで、はっきり何を言っているのか分からないという、聞こえにくくなる方もいらっしゃいます。そういう方には特に字幕は必要かなと思いますので、どんどん進めてください。よろしくお願いいたします。

最後の大項目3、新病院の診療科目の検討についてお伺いいたします。

基幹病院として、専門的診断・治療を要する診療科を追加し、医療提供体制の充実を求めます。

117ページにわたる詳細なデータを基に、市立三次中央病院新病院基本構想報告書が策定されて、拝見しました。議会では、市立三次中央病院建替等調査特別委員会を設置し、7月20日には、市立三次中央病院建替基本構想について、永澤病院長を始め、市民病院部から説明を受けて、委員がいろいろ質問させていただいております。会議録では、診療体制の質問は整形についての意見のみでしたので、ここで要望いたします。

平成21年に乳腺、ストーマ、リンパ浮腫、緩和ケア、平成25年に緩和ケア内科、平成30年にリウマチ・膠原病科、血液内科等、各外来が市民の要望に応じて順次開設しています。いずれも、より専門的な診断・治療が求められる診療科で、患者様からは大変喜ばれていると聞いております。このたび新病院建設を検討するに当たり、難病で特定疾患認定のパーキンソン病の診療科となる脳神経内科の新設を望んでおられます。こうした新しい診療科を検討されていま

すでしょうか、いかがでしょうか。お願いします。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) 市立三次中央病院では、脳神経内科は必要な診療科と捉えております。脳神経内科の開設に対しまして、数年前から広島大学等へ要望のほうは続けております。しかしながら、医師数が少ない診療科のため、いまだ開設には至っておりません。引き続き、地域の中核病院としまして、地域に必要な診療科につきましては、広島大学や広島県などと開設に向けて協議を行い、地域の皆さんに必要な診療科を、また必要な医療を提供できるよう、診療体制の充実を図ってまいります。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 市内に患者の会もあり、これまでも要望されていると聞いております。患者の会では、治療法、生活改善など、情報交換して、お互い支え合っておられます。40代、50代、60代になってから発症される方が多いということで、患者の方は高齢の方が多いです。ぜひ実現できたら喜ばれると思います。医師の確保が難しいのは重々承知しておりますが、引き続き働きかけをよろしく願いいたします。ありがとうございました。

8月24日、ニュースで、新・経営の神様と言われた京セラ名誉会長の稲盛和夫氏が老衰のため90歳でお亡くなりになりました。著名人が語る言葉を集めて名言集と紹介されていますが、稲盛氏の数ある名言の中で、日常、心に留めている言葉は、「誠実さが、聞き手と話し手を結びつける」であります。今、命をつなぐ、命を守る様々な課題に直面している私たち。つながる、寄り添う、相手を思う、相手を知る、誠実に聞き、話す、を心がけて、多くの方とつながっていききたいものです。また、この稲盛氏は、「今日の成果は、過去の努力の結果であり、未来はこれからの努力で決まる」とも発言されております。私たちの今があるのは、先人の努力によって今があります。私たちが次につなげる、よりよい未来へつなげる努力を皆さんでやっていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は10時40分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時27分——

——再開 午前10時40分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(山村恵美子君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) 会派未来の大森俊和であります。議長からお許しを頂いたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

本日は、コロナウイルス関係に関して、3点に仕分けをしてお話を伺いたいというふうに思います。それから、2点目に同和問題の解決に向けて、3点目に獣害対策についてをお伺いしたいというふうに思います。

さて、今、世界的には、先ほどから同僚議員もおっしゃっていましたが、ウクライナ問題に象徴されるように、不穏な空気が流れております。また、アメリカや中国との関係、また台湾への戦闘行為、そういうものも含めて、ありとあらゆるところでいろんな不協和音が起きておるところであります。

国内に目を向けると、いわゆるモリカケ問題に始まった安倍元総理がお亡くなりになりました。お亡くなりになったということは大変残念なことであり、悲壮なことでございます。こういう暴力は絶対許してはならないというふうに思うところあります。ただ、問題なのは、その後、日本の国内における課題、問題というのが山積をしておるということです。本日も伺いをしたいと思っておりますコロナ関係、そして、またはそれにまつわる様々な現象に対する取組というものが次から次に出てきておるというふうに思います。また、今、国葬問題や様々なところで、自民党支持率も含めて、国の意見が2つに割れておるところであります。そういうものも加味しながら、私自身、一層の努力をするという意味で、関連してコロナウイルスから入っていききたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは、このたびの新型コロナウイルスにつきまして、これが全国的に蔓延する中で、三次市の対応について伺いをしたいというふうに思います。

全国的には20万、30万、40万というふうな数字が出ている中で、ついに日本の感染率というものは世界1位となっております。各国でコロナが蔓延するといっても、世界的にその感染率が1位となったというのは、日本が連続してとなっております。三次市においても、多いときには160名を超える感染者の方が確認をされております。その後、87、78と、上がったりがったりの推移をしておりますけれども、平均的には四、五十人程度ではないかなというふうに感じておるところであります。そのような状況が見られる中で、三次市として、感染状況または取組にこれから持っていく1つの出発点としても、どのように今の状況を把握されておるのか、お伺いをしたいと思います。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花福祉保健部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 国において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に基づく行動制限が実施されていない状況の中で、市民の皆様には、手洗い、マスクの着用、換気の徹底、3

密を避けるといった基本的感染防止対策をこれまでどおり徹底していただくよう繰り返しお願いをしているところでございます。また、東京都等、都市部におきましては、医療供給体制の逼迫を避けるため、抗原検査キットの配布等の取組も行われているようです。抗原検査キットにより陽性になった場合の診療等、フォロー体制と併せての仕組みが必要となってくると思えます。

広島県におきましては、自宅等で抗原検査キットを用いた自己検査により陽性と判明した方のうち、重症化リスクの低い軽症または無症状の方についてはオンラインで診断を行うことができる陽性者登録センターがこの8月26日に設置をされたところでございます。また、広島県におきましては、国から緊急配分された抗原検査キットは、県医師会を通じて休日診療や夜間救急されている医療機関に配分され、三次市内の個別医療機関でも、当面の間、抗原検査キットの在庫については、現時点では、都市部のように医療機関や薬局の抗原検査キットが不足している状況でないことも確認をさせていただいております。

本議会の冒頭で市長行政報告にもありましたように、本市といたしまして、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況が続いております。市民の皆様には、改めて会話の際のマスク着用、それから手指消毒や手洗いの励行等呼びかけて、基本的な感染対策等を続けていただくようお願い申し上げますとともに、ワクチン接種、こちらのほうにも取り組んでいただきたいというふうに考えております。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) 事前のミーティングで、聞き取りで一定の流れをお話しさせていただいておるんですが、質問の事項を先取りして、これから聞くことを答えてもらっちゃ困るんですよ。それはそれでまた別にお伺いする段取りでこっちはいっていますから、段取りが全然狂ってくる。それは取るに足らんことですが、私が聞きたいのは、今の実態把握をどうしておるかということをお聞きしたいんです。今の三次市における新型コロナの感染がどのように推移をしておるか、または、もっと後の項目で言いますけども、それによる経済対策はどうであるかとか、病院の受入れ体制がどうであるかとか、そういうことも含めて三次市が把握をしなきゃいけないと思うんです。ただ、今あなたに病院のことを聞いたって分からないから、三次市におけるコロナウイルスの蔓延状況を教えてください。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 議員おっしゃられましたとおり、非常に感染者数の多い日が続いております。昨日におきましては67名、それから、三次市でこれまでに感染症としての発患者数が5,000名に近づこうと、今4,800人ほどであるというふうに認識しております。本市において、幸いなところ、現状のところは、病床使用率を含めて、医療供給体制が逼迫しているとい

うような状況ではないというふうに認識しておりますが、予断を許さない、何とかして地域感染者が減るような取組を市民にも呼びかけていきたいというふうに考えております。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) おかしいですね。現在4,800人というふうに聞きました。それでよろしいですかね。三次市民の約1割ですね。1割の方が感染をしたということです。これからどんどん増えるかもわからないし、これから落ち着いてくるかもわからないけども、今の状況としては増える可能性のほうが高いんですよ。それが切迫した状況でないと認識をされるのが危機管理なんですかね。全然危機管理になってないような気がします。そこらを例えばそこら辺のうちの隣のおっちゃんが言うんなら、「おっちゃん、もうちょっと勉強してくれや」と、「1割もおってみんないや。5人に1人は病気になっとんで」という世間話もできるでしょう。でも、あなたは危機管理監ですから。

○議長(山村恵美子君) 福祉保健部長。

○19番(大森俊和君) 福祉保健か。福祉保健でもいいですわ。福祉保健がその実態把握をしないで、何の取組ができるかということですね。そこらはどういうふうにお捉えいただいていますか。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 先ほど申し上げましたとおり、三次市の状況は、議員おっしゃいますように、予断を許さない状況であることとして認識をしております。ただ、その中でも、医療体制のほうを見ますと、まだもう少し余裕がある。都市圏に比べては、幸い逼迫した状況ではないというふうに認識をしているところでございます。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) いや、病院のほうで余裕があるから逼迫した状況でないと、そういう見方そのものが、福祉保健部長として何を考えとるんですか。空きがあるから今の間に体制を整えようよと、市民の皆さんに危機感を持っていただくよというのが本来でしょう。病床が3つ、4つ空いとるけ、まだしゃあないわ。そんな問題じゃないです。そんなことを聞いとるんじゃないですよ。今、三次市人口の約1割がコロナウイルス感染をしておる、こういう状況にあるんですよということを見て、あなたは逼迫していないという認識を示されました。それが三次市の姿勢というか方向性であるというならば、これは大変な問題ですよ。もっと言えば、逼迫はしとるけども、私たちは何でもないことだと思っていますから何の手だてもしませんよということ、そういうことなんですよ。

先ほど言われました手洗い、マスク、こんなものはもう定着しとるんです。小学校の子供でさえ、夏の暑い日でもマスクをして通学しておりました。ほんで、学校へ行くとすぐ石けんで手洗いをします。もう習慣になつとるんです。うちのおばあちゃんでもやっておりますよ。おばあちゃんといっても私の妻ですけどもね。それでも外へ出たら手洗いをします。そんなものは定着しとるんですよ。私が言うのは、市民の皆さんに危機意識を持ってもらうためにどういうふうな手だてをしますか。だから、あなたが言ったPCR等の検査キットを市民の皆さんに配って、それは100%出るか出ないかは分かりませんよ。でも、三次市がここまで心配をしとるんだから私たちが気をつけようという方向へ持っていかにゃいけないじゃないですか。病院が空いとるんだから大丈夫。三次市自体が、部長さんがそういうて言いよっちゃった。そうなったら、あなたの責任はどこにあるんですか。もう一度お答えください。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 決して三次市の今の状況が安心していいよというような状況ではないというふうには認識しております。何回も繰り返しますが、非常に予断を許さない状況であるということは確かに認識をしているところでございます。このことにつきましては、市民に対しても、市から市長メッセージを発するとか、それから、広報やいろいろなSNS等の媒体を通して市民へ呼びかける。発熱等、症状がある方につきましては早めにかかりつけ医の受診を促すというところに今一生懸命力を入れているところでございます。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) こればかりに時間を取ってもあれなんですけども、発症したら病院へ行き、当然のことですよ。そんなもの言われなくたって、熱が出りゃ、しんどいんだから病院へ行きますよ。私が言つとるのは、三次市行政としてどういう方策を取るのか。さっき聞いたら、実態把握もできていない、検査キットも配る必要はないということになれば、あとは、先ほど言われました啓発という名の教宣物ぐらいのものでしょう。それは、手洗い、マスクを励行しましょうぐらいですから、何の意味もないじゃないですか。もっと市民の人に訴えかけるような、そういうものがなきゃ駄目でしょう。そうしないと、今のトップである福岡市長の市政に傷がつくんですよ。いいですか。何もしなかった市長ということになるんですよ。あなたの責任じゃなくて、市長の責任が問われるんです。もうちょっと心してやるべきだと思いますが、最後にもう一度お願いします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組は、できるだけこの感染が蔓

延した状態を鎮静化する、そのための様々な取組を行っておるところでございます。議員おっしゃいますように、今後につきましてもしっかりとそこら辺を肝に銘じながら進めてまいりたいと思います。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) 様々な取組というのを教えてくださいと最初から言いよるんですよ。何をしたんですかというのを、それを聞いてるんですよ。様々な取組。マスク、手洗い、3密を避ける、こんなのは市民の人は常識の常識でやっとなるんですよ。スーパーへ買物に行くのでも、少し出るのでも、町内会の集まりでも、全部マスクです。帰ったら手洗い。それが様々な取組ということになると、まさしく何もやっていない、何もする気がないということになります。こればかり議論をしようとしても全然がちが明かないので、次に行きたいと思います。まだまだこれから感染者が増えるとしたならば、まさしく予防の対策を取るべきではないかな、様々な取組をなすべきではないかなということをお願いして、次に行きたいと思います。

それでは、コロナがもたらした様々な現象。三次のまちで言うと、1つにはやはり何といっても経済対策だろうというふうに思います。この経済対策というのは、三次のまちは小さなまちですから、こういうような感染症が起きると、それはすぐに飛び火をすることになり、または風評被害というものも含めて、まちに人が歩かなくなる、出なくなる。また、一方では、三次は生産性経済ではないわけですから。何ぼかの生産性はありますけどね。工業団地とか。しかし、三次市民が本当に商いを営んでおる、本当に小さな店をこつこつやっているお店とか、スーパーであるとか、そういうところに客足が遠のいてくる。

だから、私がここで1つ聞きたいのは、一番最初に、市長は以前、まだまだ伸び代のあるまちなんだと。これから三次のまちの経済発展をやっといこうとしたら、その伸び代を十分に活用していきたいというふうに聞いております。したがって、その質問に入る前に、その伸び代をお伺いしたいと思います。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 新型コロナウイルス感染症によって日本の社会構造が大きく転換期を迎えている中で、社会的な構造の脆弱性というのがいろいろと出ているところですよ。経済安保の面あるいは食料安保の面あるいは医療の面、さらにはデジタル化の面、本当にいろんな面でこれから転換をしなければいけないというような状況です。その中で、伸び代がある、まだまだ三次には潜在性があるというところに触れさせていただきたいと思いますが、まず1つが、日本の構造の脆弱性というのが、東京一極集中です。その東京一極集中のリスクが、これからいかに地方に分散をさせるということが大きな課題であるか。やっぱりこれから地方が元気になっていくためには、一極集中をいかに是正するかということではないかというふうに思います。

そういう意味では、今、地方への移住の関心というのが非常に高まりを見せておりまして、本市におきましても、例えば空き家バンクの相談件数でありますけれども、令和元年度と3年度と比較をすると、2.5倍の相談件数になっております。それだけ地方に向けての移住相談であるとか、東京にいらなくても、地方にいらながら東京の仕事ができるであるとか、時間と場所にとらわれずに仕事ができるといったような環境がそういった相談件数に結びついているものというふうに思います。

また、このコロナの時代、本当にそれぞれの地域の自然や文化や日常生活といったところが大きくクローズアップをされています。まさにこれまで光が当たらなかったところがクローズアップをされ、それが観光であるとか、あるいはいろんな関係人口の交流に結びついておりますけれども、やはりそういったところも三次の潜在力を大いに発揮していく項目かなというふうに感じさせていただいております。

さらに言うと、コロナによって民間投資というのも心配をされておりましたけれども、民間投資も、コロナ禍といえども、例えばホテルの工事が駅前に進められていたり、あるいはショッピングセンターがリニューアルを迎えたり、さらには小規模多機能施設の介護施設が工事をしようとしていたり、そのほかにも、民間投資であるとか設備投資というのが、私の肌感覚ではありますけれども、コロナ前以上に活発になってきているというふうに思います。それらが意味をするのは、やっぱり三次市の拠点性、中枢性、高速道路がクロスするといったところが大きな潜在力であるというふうに思いますし、やはりそういった三次の可能性というのを今後もしっかりと伸ばしながら、また、それらを活用しながら、三次の元気づくりにつなげていきたいというところでございますので、引き続き三次の資源を活用した取組を進めていきたいというふうに考えております。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) 市長の言われるところというのは分かるような気がします。なぜかという、テレビ等のマスコミを通じて、地方への移住・移転というものが今盛んに放送されております。しかし、三次市へ移転をしてよかったなというものはあまり見ていないですね。高宮とか高野、庄原辺りは出るんですけど、どういうわけか、三次の鶴飼の紹介はあるけども、そういうような、今、市長が言われたような、人口発展に向けての地方への移住・移転というものはあまり見たことがないですね。だから、それを市長が言われるように、今、国内の流れというのがまさしくその方向に動くとするならば、やっぱりその手だてを取らなきゃいけないと思うんですね。

そこで、じゃ、三次市に何の魅力があるんですか。そういう若い世代が集まってくる魅力というものをいろいろ考えてみました。ところが、考えれば考えるほど、今までやってきたものが頭に浮かぶんですね。三次のきんさい祭り、これはやっぱり若い者の祭りですよ。あれだけ騒いで踊って、楽しく一夜を過ごそうという、また、お年寄りも若者も集まって親睦を深めよ

うという、そういう1つの大きなイベントの祭りとしては最高だと思いますね。これもなくなっておる。三次市の名物と言われますか、遠くは岡山、広島、鳥取、こちらのほうからも様々な人が来られる三次の花火まつり。これなんかというのは、思いのほかにもその名前が四国近辺に知れ渡っていますね。何でこれをしないの。いやいや、コロナがかなり蔓延していますから。いやいや、でも、浅草の三社祭は行ったし、今度、大阪のどんじり祭も、50万人ですか、人を集めてやるんだ。どこそこではこうで、ここではこうで、いろんな情報は入ってきますけど、結局は、それを無視するのではなくて、万全の安全対策、保健対策を取った上でそういうイベントをすることによって、市外からの客に来ていただく。そういう方にお金を落とさせていただく。そういうことが今全く望まれるのではないかな。

まさしく市長が言われるように、今、経済というものは底冷えをしております。その中であって、なおかつ地方への移住・移転というものがやってみたいけど条件がね、やってみたいけど魅力がねという段階に来とるんです。そこを逃しちゃいけないのですよと思うんです。そのチャンスをどうつかむかということが今大変に求められる。バックするんじゃなしに前に打って出なきゃ。こういうときだからこそ打って出なきゃ駄目だというふうに考えます。

また、このコロナウイルスでありますけども、様々な家庭に対して影響を及ぼしております。売上げが減少した事業者の方とか職を奪われた人、または非正規雇用の母子家庭、父子家庭、もろもろその他の社会的弱者に対応するための経済対策というのを併せてやるべきだと思いますけども、部長、いかがでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 確かにコロナウイルスの影響で大きな三次市を代表するイベント、これもやむなく中止をされてきております。そしてまた、コロナの影響により、市内の中小事業者、こういったところへも大きな影響を及ぼしているという状況でございます。

まず、各種実行委員会が組織していますきんさい祭り、また、市民納涼花火大会、この実行委員会におきましては、いろいろな手法も検討をされた上で、やむなく中止という判断をされたものでございます。市といたしましては、その各実行委員会の判断を尊重していきたいというふうにも思っております。今後、そのイベントの在り方というのは、やはりウィズコロナの中で、感染防止対策を徹底、また、密を避ける開催の方法など、いろいろ今後工夫をされて、また実行委員会が判断をされるというふうに思っております。

また、中小事業者へのこうした影響に対しましては、やはり国・県の支援策や市独自の支援策、こういったものを市の各部局でいろいろと対策を講じて今実施をしている状況でございます。また、そういったこの状況については、今後も国・県の支援策、そういったところの状況や今の経済情勢、また関係団体、こうしたところの御意見も伺いながら、必要な支援策を検討していきたいというふうに思っております。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長子育て支援部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) ひとり親家庭への支援についてお答えさせていただきます。

これまで新型コロナウイルス感染症関連の経済対策として、令和2年度には、国の事業、子育て世帯への臨時特別給付金を児童手当対象世帯等に子供1人当たり1万円支給、これに上乗せする形で、市独自支援策として、三次市子育て応援金を子供1人当たり1万円支給しました。また、国事業のひとり親世帯臨時特別給付金として、1世帯5万円と、第2子以降、1人当たり3万円の給付金を2回支給いたしました。

令和3年度には、市独自支援策として、高校生以下の子供1人当たり1万円の三次藩札を支給したほか、国の事業である子育て世帯生活支援特別給付金を低所得のひとり親世帯及びその他の低所得の世帯に対して、高校生以下の子供1人当たり5万円を支給。また、子育て世帯の臨時特別給付金として、児童手当対象世帯等に対して、高校生以下の子供1人当たり10万円を支給したところです。

今年度は、昨年度と同様に、国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を、令和4年4月分児童扶養手当の受給者など、支給要件に該当する世帯に対して、高校生以下の子供1人当たり5万円の支給を行っております。また、市独自支援策としましては、大学生等を扶養している低所得の子育て世帯を対象に、学生1人当たり5万円の支給というところを行っているところでございます。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) 様々な支援金の紹介をしていただきましたからちょっと頭の中が混乱しておるんですけど、ほとんどこれは国の給付金でしょう。三次から一般財源で出ておるようなものはないでしょう。だったら、それは手柄げにあんまり言わんで。私が言いたいのは、それは国の制度は制度で、市の制度は制度。それに、状況を精査して、例えば子育ての親、高校生で、これから大学なのか、社会へ出るのか、そういった場合に、先ほどの2万円の子育て支援金じゃ間に合わないということなんですよね。だから、その状況に応じて、状況の支援というものをすべきだと思います。

例えば、子供が奨学生の資格を取った、奨学金がうまくいけば出るらしい。今、貸与がほとんどなんでしょう。そうすると、子供たちが今度は卒業して次の時代へ重荷を負うて歩くんですよ。だから、そういったときに少しでも荷を軽くしてやる方策を取るとかね。それが三次市に与えられた独自の支援だと思いますね。そういうものを研究してくださいよ。今すぐやってくださいということは無理にしても、せめて研究をして、やったけど、財政的に無理だ、しんどいというなら、それもまたありでしょうけど、でも、できるなら、絞るところは絞って、削るところは削ってできるのではないかなというふうに思います。子育てについてはそれぐらい

で、経済対策の問題に戻ります。

まず、市外からの観光客というものがほとんど今見られない状況の中で、私が思うのは、先ほど言いましたきんさい祭り、花火大会、様々なイベントがある中で、これはいつも言うておるんですけども、尾関山を整備して、年間、観光客が訪れるような花の山にしたらどうか。これは世羅のパクリになるかもわかりませんが、大いに結構だと思うんですよ。パクリだろうが、何だろうが。それで観光客が来るなら、私は大変に素晴らしいと思うておるんです。阿久利姫の墓地整備であるとか。コロナ禍でも結構な人が様々に訪ねてきておるけども、それらしきものがない、墓地という看板がある程度というような状況ですね。運甕居もどこにあるのやら、辻村寿三郎人形館もどの辺にあるやら分からないということでは、看板は一応出ていますけど、あまりにも宣伝効果が薄い。啓発が足りていないような気がします。そのことによつてやはり客足が途絶えるというふうに考えておるところですけども、先ほどの、まずは大きなイベント再開に向けて行方。これは実行委員会が判断をされると言われましたけども、そんなものは、昨日や今日私も議員をやつとるわけじゃないんです。どこの委員会に行つて、その諮問をしたときにでも、ほとんど三次市の意見、意向というものが担当者を通じて入つてくるんですよ。そしたら、その流れに沿っていくようになります。だから、その実行委員会の判断、100%ないとは言えませんよ。でも、三次市としては、経済効果を含めて、今大変な時期だから、これはひとつ汗を流してくれんか、力を貸してくれんかと言つてしかるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) きんさい祭りや花火大会の実行委員会、これの実行委員として市のほうも加わつてはおりますけれども、最終的にそこを中止するかどうか、どういうふうなことができるだろうか、そういった話をするのはその実行委員会の総意で決定をしているというのが事実でございます。やはり今回中止にやむなく至つたわけなんですけど、いろいろな方法が取れないであろうとか、そういったところは各実行委員会でいろいろと検討してまいりました。しかしながら、やはり今のコロナ禍において、広島県がイベント主催者に要請をしておりますイベント開催時の条件、そういったところも踏まえて中止という判断をされたわけでございます。

また、花火大会については、多くの協賛企業さんからの寄附金といったところも運営の一部としております。やはり今の状況の中で、事業者への協賛金をお願いするというのもなかなか難しいだろうと。そういったいろいろなことも検討した上での中止ということになつたわけでございます。

今後、ウィズコロナの中でイベント開催、これはやはり議員が言われますように、感染防止対策、こういったものを徹底し、なおかつ密を避けた開催の方法、そういったところを各実行委員会で今後に向けてしっかりと議論を重ねて、本当は各実行委員会もやりたいという思いは

十分に持っておられますので、そういった開催に向けてできる方法というものをやはり実行委員会で一緒に考えていきたいというふうに思っております。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) それは駄目ですよ、そんなことを言っとったんじゃ、三次の経済の発展というものは見込めないよ。さっき言った花火の寄附金でもそうですよ。確かにお願いして歩くのは大変なんです。でも、私が知ってる企業が3社から4社ぐらい花火大会に寄附しとる会社があります。用意して待っとるんですよ。今年は何ぼ出す、去年これぐらいだから何ぼ出す。それが来ない。だから出さない。それとも一緒なんです。これも十分に議論をしてください。この問題で質問が1個飛びそうなので、次に給食問題に入ります。

給食調理場にコロナが蔓延したときにどういうふうになりますか。半分の職員さんがもし仮にかかったとする。そしたら、以前は半々に分けてやるんだというふうに聞いておりますが、そこのところ、もう一回詳しく教えてください。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 甲斐教育次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 学校給食の調理場においては、予測されるリスクに対応するために、三次市学校給食危機管理マニュアルというものをつくって食中毒及び感染症の予防を行っております。調理員の健康及び衛生管理を徹底するとともに、学校教育法が定める学校給食衛生管理基準に沿った作業をしております。万一、学校給食に起因する食中毒及び感染症の疑いが発生した場合でも、学校給食調理場、教育委員会、学校、保健所等、関係各所が速やかに情報を共有し、対応できる体制も整えております。

複数の職員がコロナウイルスに感染した場合は、少人数で調理できる献立に変更したり、日々雇用の会計年度任用職員を活用するなどして、できる限りの対応をしますけれども、しかしながら、御質問にありましたような、半分以上の調理員が感染をして、どうしても調理業務を停止せざるを得ない状況が発生した場合には、保護者にお弁当の持参をお願いするという事も想定をしているところであります。

いずれにしても、今後も、新型コロナウイルス感染症などの防止のために、十分な作業スペースの確保や効果的な換気設備を整備し、安全・安心な学校給食を提供できるように引き続き取り組んでまいります。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) 給食問題で言いますと、一括給食にすることの弊害が今心配をされとるから質問しとるんです。子供の食の安全性、食の安全の確保、それが絶対条件としてこれは求

められるわけです。その中であって、その法律が何ぼじゃかんぼじゃ言われても分からないです。そんなものは当てはまらない。そうじゃなしに、職員さんにこういうふうな取組をお願いするとかいうものを、具体的な案を示すべきじゃないんですかということをもう一回教えてください。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 実際に現場で作業してくれております調理員に対しては、コロナウイルスの感染状況でありますとか国・県からの予防策等を伝えますとともに、市内で感染をする場合、どういった状況であるかというところの現場の状況等も情報提供をして、対策を取るよう指示をしております。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 補足を少しさせていただきます。

現在、各調理場においては、新型コロナウイルス感染症対策、これについては十分に本当にそれぞれの調理場、もちろん場長等からの具体的な確認というふうなことも含めてしているわけですが、新しい調理場というふうなことに関わっての運営体制ということについては、新調理場の運営検討委員会というのを今立ち上げて、具体的な運営ということについての内容を協議するという場をつくっております。したがって、今の体制とはまた大きく異なる、人数も、あるいは規模もまた変わってまいる中で、危機に対してどう対応していくかということについても、しっかりした議論を踏まえて、十分に食の安全を確保しながら子供たちに安心な給食を提供する。そういった体制を整えていくということについては、確認しながら進めてまいりたいというふうに検討しているところでございます。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) 先ほど言いましたように、時間がありませんので、給食問題というものはまた次の機会に譲りたいというふうに思います。鳥獣問題は、あと3人の方が予定をしておられますので、この際、その方に譲りたいというふうに思います。

2点目に、同和問題の解決というふうにテーマを絞らせていただきました。これは、議論すると長いんですけども、まず、2002年の3月に同和対策措置法が失効した後、国は一般対策によっていろんな事業を行ってまいりました。しかし、近年では、インターネット上で「全国部落調査」復刻版というものが流れてみたり、また、この三次市でも、子供同士の会話の中で、「あの子と友達になってもいいけども、結婚しちゃいけないところの人なんだって」というのが、おばあさんから聞いたとか、そういうふうな事件が起きております。また、インターネットで

宛名も分からないような人が書いておるといふものもあります。それを含めて、今後どうやっていきますか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 三次市では、これまでも、三次市人権教育・啓発推進指針や三次市人権教育・啓発推進プランに基づきまして、市民誰もが人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に生きる人づくり、まちづくりをめざして、あらゆる場において、創意工夫をしながら、人権教育・啓発を推進していくこととしております。合併以来、毎年、人権週間に合わせて、人権意識を高め、人権への理解を深めていただくために、ひと・かがやきフェスタとして、人権講演会や人権映画鑑賞会、人権啓発パネルの展示などの人権啓発推進事業を実施して市民啓発に取り組んでいるところです。

また、小学生を対象とした人権の花運動、PTA等、人権教育講演会等への助成、人権ハート絵の作成・展示など、人権について考えていただく機会の提供に努めてきました。市内で心ない差別落書きが発生した場合には、迅速に対応できるようマニュアル化しており、差別落書き等を発見した際には、関係機関と連携をして、人目に触れないような処置をするとともに、人権啓発ポスター、広報紙などで再発防止に取り組んでいるところです。

近年は、インターネットの普及に伴い、便利さの一方で、他人への誹謗中傷、個人のプライバシーの無断掲示、差別的な書き込みなどへの人権侵害が問題となっています。そこで、インターネットの特性を理解し、ルールやモラルを守って利用することの大切さ、留意点、各種相談先等について、ホームページや広報紙などで啓発を図っております。昨年度は、教育委員会と連携をして、市民や教職員等を対象にインターネットの安心講座等も開催をし、人権侵害やインターネット上の誹謗中傷などの子供に迫る危険の実態を正しく知り、トラブルを未然に防ぐ啓発講座も実施しました。今後も引き続き関係機関と連携をして人権啓発に取り組んでいきたいというふうに考えています。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) ありがとうございます。最後にお礼を。

真摯なる御答弁ありがとうございました。今後も啓発をしっかり頑張っていただきたい。今までの人権啓発は全く意味がないです。これだけお願いします。

以上で終わります。

○議長(山村恵美子君) この際、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時37分——

——再開 午後1時0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 会派未来、新田真一でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問を通告に従いまして行いたいと思います。お昼の挨拶を忘れておりました。皆さん、こんにちは。

本日は、下水道事業についてと教育現場での働き方改革、2点につきまして質問をさせていただきます。

まず、下水道事業についてですけれども、さきの6月定例会の産業建設常任委員会において、三次市下水道使用料等検討委員会の報告を読ませていただきました。私はまだまだ大変不勉強でして、分からないことがたくさんあるのですが、下水道事業に関わる大きな課題というものを感じつつ、自分が今取り組める部分はどこかなと思ったときに、近所の水道屋さんからいろいろ課題提起も頂きまして、本日は、とりわけ下水道工事に係る狭い部分ではあるんですが、それについて質問させていただきます。

では、まず第1点目に、先ほど申しました三次市下水道使用料等検討委員会の報告について何点か質問させていただきます。

大きく中身が私の捉えでは2つだなんて感じてしたのは、料金の適正化を図らなくてはならないという報告でございました。これは、適正化とはどういうことなのか、なぜそれが必要になるのかといったことと、もう一点、回収率69.9%という数字を示されて、回収率は100%を超えねばならないという報告の中身でありましたが、この回収率100%を超えていかなければならないというのはどういう意味があるのかということについてお伺いします。

（水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 加藤水道局長。

〔水道局長 加藤伸司君 登壇〕

○水道局長（加藤伸司君） 三次市下水道使用料等検討委員会の審議検討結果の報告としまして、独立採算制を旨とする下水道使用料は、原則として、事業運営に要する総費用の見込みを立て、それを賄える適正な使用料で回収されることとする中で、三次市の経費解消率は4事業全体で低い水準であり、適正な使用料の確立による経費解消率の向上を図る必要があると報告を頂いたところです。また、そのために、公共下水道三次処理区の整備が完了予定である令和17年度をめどとして使用料体系を統一し、段階的な使用料の改定を行うことによって、独立採算での健全な運営を確保し、下水道事業経費解消率は100%を超える必要があると報告を受けております。よって、この三次市下水道使用料等検討委員会の報告を踏まえて、使用料の適正化を図ることが必要であると認識しております。

また、なぜ適正化が必要なのかということにつきましては、下水道事業の主な課題として、一般会計からの繰出金に過度に依存しないために、可能な限り使用料収入により維持管理費用を回収する必要があります。また、下水道の区域とそれ以外との間に不公平感が生じることがないようにする必要もあります。これらの課題を明確にする1つの手法として、三次市の下水道事業は令和元年度から公営企業会計に移行したことによりまして、収支に係る経営状況がより見える化になり、維持管理費を賄うために適正な使用料単価が明確になったところですので。このような状況を踏まえ、本市におきましても、下水道使用者の理解と協力を得ながら使用料の適正化を図っていく必要があると考えています。

また、経費回収率69.9%のことにつきましては、経費回収率は、下水道使用料で汚水処理に要した維持管理費をどれだけ賄えているかという指標となります。本市の経費回収率は、使用料の適正化が図られておらず、汚水処理に対する経費の7割程度の使用料収入であることから、令和2年度の経費回収率が69.9%となっているものでございます。今後は、下水道使用者の理解と御協力をお願いする前に、下水道事業者としての努力部分として、処理施設の統廃合などによる汚水処理費の削減、接続の促進、使用料の向上などによりまして収入の確保に継続して取り組んでいこうと考えています。さらには、使用料の適正を図りながら経費回収率を100%とすることをめざしていく必要があると考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 全部の理解が私はできませんでしたが、使用料の改善という言葉を使われましたけど、これは、使用料を値上げして、皆さんに負担を頂いて、独立採算制の下、一般会計に依存せんように、あと、経費節減の努力もしていくんだというふうに解しているんですか。適正化というのは、均衡を図る意味、プラス、値上げして受益者の皆さんに負担いただかなくていいかと読んでんですが、それでよろしいでしょうか。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) 使用料の値上げにつきましては、経費回収率100%をめざすために使用料を値上げしていくというのも1つの手法とは思いますが、なかなか簡単に値上げをしていくということもいろいろな諸事情によって難しいことも当然ありますので、一方、汚水処理に係る費用、これは維持管理に係る費用が中心ですけども、ここらをいかに削減していけるか。それによって、それに賄える使用料というものをめざしていく必要は当然あるかと思えます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 上水道の料金改定も、先日、将来見通しの中で、値上げをせざるを得な

いという方向性が示されて、水自体の値段が上がるから下水もそうなんかなというふうな解釈ですが、これは違うのかな。それはよろしいです。いずれにしても、下水道事業の今後を考えたときに、現状のままではやっぱり経費の問題、使用料の問題等はあるというふうに解釈をさせていただいて、先ほど、内部努力によって、接続の促進であるとか汚水処理場の統合など、努力の必要があるという部分もおっしゃいましたので、そしてさらに、17年で今の計画では計画しているところの下水道は全て整備を完了するという目標というか、めどで取り組んでおられるというのでも分かりました。

そこで、下水道の今後の残り3割ぐらいの事業が残っているというふうなたしか報告書の中にあっただと思うんですが、下水道整備していくにはですね。その進めるのに当たって、下水道を設計要領であるとか下水道施設指針といったようなのがどの町村にもあって、こういう規格でこういう工事をして、こういう設計図にして、こういう報告書にせえと目安、めどを示したものがございますよね。その中で、三次市の小型マンホール、私が勉強したのは、調査研究したこの部分だけなんです。ちょっとモニターを下さい。

今出していただいたのが、小型マンホールと題しまして、設計図みたいなのが2つ示されています。1つは塩化ビニール製、もう一個がレジン製と書いてあります。もう一個、ここへコンクリート製というのもあるんです。もちろん。小型ですよ。道路にあるこんなマンホールがついているのは、大体1号マンホールといって大きいんです。90センチの径がある。小型マンホールというのは、細い道だとか歩道部分だとかといったところにあるちっちゃい30センチぐらい。ただ、上に乗るとマンホールは大きい場合もあるのであれなんですけど。マンホールというのは上の蓋だけじゃないですよ。下のパイプへつながっているところまで含めてマンホールですからね。こういった3種類のマンホールがあって、三次市の設置基準というか、これをどう使うかという基準は現行どうなっていますか。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) 本市が下水道管渠布設工事に使用している小型マンホールは、先ほど議員言われましたように3種類ありますけども、本市では2種類の塩ビ製のマンホールとレジン製のマンホールを使い分けています。これは、マンホールの設置箇所によって使い分けているということになります。

下水道課が策定しています設計基準書、大本になるのは日本下水道協会が出している設計指針というのがありますけども、そこに具体的に明記されていない細かな部分を明記したのが下水道課で作成している設計基準書でございます。この使い分けとしましては、まず、塩ビマンホールは、歩道や里道などの狭道部へ設置し、車道部には設置しないとしております。一方、レジン製マンホールですが、車道部において、地下埋設物等によって、通常先ほど言われました1号マンホール、組立て式の設置が不可能な場合に使用すると規定しております。

本市としましては、車両通行の安全性を確保する観点や、塩ビ製は、構造上、本体と防護蓋

が分離しており、マンホール蓋が沈下するおそれがあること、それによって修繕が伴う可能性があるなどのことから、車道部においてはレジン製のマンホールを採用してきているところがございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 今御説明のあったとおりだと思うんですけど、私、近所の水道屋さんから「レジンを使いよるのは三次だけです」と言われまして、「ほう」と言って、どうなんだろうと思ひまして、周辺市町を聞いて回ったんですよ。庄原、安芸高田、三原、竹原、尾道、東広島、府中、福山。レジン型マンホールはどこも使っとってんない。どこも使っとってんないんですよ。使っとってんないと言い切るのはあれですけど。一部使用しているというのはありました。ポンプを据えるところ、汚水がくみ上げられて流れ出る出口、そういったところは使っているという回答があったんですが、どこも使っていないのを三次市が使うというのは改めてなぜなんでしょう。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) 本市がレジン製を採用しているのは、先ほども答弁させていただきましたが、車両通行の安全性を確保する。そして、塩ビ製は、構造上、鉄蓋が沈下するおそれがあり、少し高くつく修繕を伴う可能性があるということも含めて、レジン製を車道部において使ってきているということです。

確かに議員おっしゃいましたように、レジン製の製品は高価であり、耐火性とかはありますけども、高いというのが一番デメリットの部分であろうかと思ひますけども、先ほど言いましたように、車両通行の安全性を確保するということに重きを置きまして、車道部で使用しているということでございます。

先ほど他市の状況をお聞きしましたが、他市としては、やっぱり高価であるということと採用していないというのが事実のことであろうかと思ひますし、先ほど言われた他市の状況は、今現在、下水道拡張工事を行っていない市町でありまして、過去において使っていないという認識をさせていただきます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 私はまだレジン製は高いと言っていないんですよ。ここに富士市下水道設計要領(令和4年4月改定)、他市の例の要領があるんです。ここには小型マンホールについてこう書いてある。「富士市では、車道幅員5.5m以上またはN4交通以上の車道部に設置する小型マンホールは小型レジンマンホール、上記以外の車道部または歩道部に設置する小型マ

ンホールは下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホールとする」と書いてある。車道部で使ったの最も新しい設計要領では、ここがあった。見つけたんです。さらに言えば、過去においてそういったのを使用してきたと言われますけど、今のレジン製マンホールの設計、標準、基準というか、定められたのは、私の頂いた資料に、開示請求をお願いしましたところ、これは平成15年、20年前の基準ですよ。先ほど言われた。19年たっている。20年。合併前の市からの。レジンも他市の標準表とか仕様書には記してあるんですよ。レジン製マンホールも。こういったもの。だけど、使っていない。ここで言いたかった。なぜ使わないか。高価だから。高いから。深さや組立てようによりますけども、塩ビとレジンを比べたら、ほぼ倍ですよ。

そして、もう一つ理由で言われたのが、全部の市は言うておられませんよ。塩ビ製で対応しても特に課題はないと言っちゃった。先ほど、沈下によって修復の、と言われた。資料の中に、マンホール蓋の荷重T25、T14、T8と書いてある。これはマンホール蓋ですよ。蓋の強度がT25といたら、25トンに対応できるようにしなさいと。14といたら、14トンに対応できるようにしなさいと。25トンといたら、10トンダンプとか大型バスですよ。T14といたら、小型トラック、中型トラックぐらいまで。T8といたら、自家用車でも8トンある自家用車はないですよ。この基準に従って設置するんだから課題ないというのが多分富士市なんかの見解だろうと思います。そういう蓋で覆うから関係ない。下はいかに塩化ビニールでも。塩化ビニールの上へ直接蓋を乗せるわけじゃないですからね。あれをよく見ていただければ、基礎砕石部分、バラスを敷き詰めるんですよ、ある程度の厚さに。さらに、その上にコンクリートのキャップを乗せて蓋を乗せる。だから、何が言いたいかといったら、強度、強さということについては問題ない。

さらに、課長さんがああいうふうに言われるから、私はまたほかの市に聞いたんですよ。「塩ビで壊れちゃったですか。過去5年間どうですか」と言ったら、2つしか聞けなかったんですけど、「5年間、特に塩ビによっての事故はありません」と言っちゃった。さらに言えば、コンクリート等、ほかのマンホールにおいても、周辺沈下、周りがへこんでいく。よくありますよね。道路なんかでちょっとマンホールが浮き上がってみたり。それは、コンクリート製でも塩ビ製でも、レジン製は使うとらんと言っちゃったけど、周りの沈下のほうは例は幾つもある。幾つもない、年数件あると答えてくれちゃった。何が言いたいかという、20年間にわたって要領の見直しがされず、周りの市町村は、それをあえて使わずに工事を進めている中で、なぜ三次が使い続けたか。理由をお願いします。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) 繰り返しの答弁になりますけども、市の定めた設計基準を基に、車道部には塩ビ製を使用しないという安全性の観点に重きを置きまして、レジン製を採用してきているものでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） やっぱり下水道なんかも技術革新がずっと進んでいくんだらうと思うんですよ。工法にしても素材にしても。先ほど紹介したこの富士市というのは、最新版ですって、令和4年4月に改定の基準書ができています。ほかにもいろいろ調べたら、多かった年度は令和元年改定。平成26、27年というのも改定が多かったです。検索したら新しい順に出てきますからね。古いのが後で。市のいろんな、どの部署やらどの事業においてもそうですけど、先ほどのような何とか指針とか要領というのが、いろんな技術革新や何かで見直されていく。それは新しいものをどんどん取り入れていかないけんじゃないですか。私は学校現場におったら、これは学習指導要領というのがある。教育の中身が変わっていけば、それに合わせて教科書も変わるし、教材も変わると。それは、職員がみんな研修したり、交流したりして、変えていく、学んでいくというのがあるんですけど、平成15年から基準が変わっていないというのはね。他市との事業の工事の研修だとか、こんなやりよるで、こんな技術が最新でというような交流を進めたり、研修し合うというような場はないんですか。

（水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 加藤局長。

〔水道局長 加藤伸司君 登壇〕

○水道局長（加藤伸司君） 他市との研修の場ということでございますけど、県を中心に、そういった研修というのはあると思いますが、今回に至りましてのそういった小型マンホールの使い分けとか、そういった細かい部分について、他市と情報を共有していくというのはございません。

先ほど、小型マンホールを車道部に採用していない、レジン製を採用しているということは、平成17年度頃から公共下水道におきまして使用しているということでございまして、合併前の各町村のところでの特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業におきましては、車道部においても塩ビ製のマンホールを使用している事実はございます。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 今勉強になりました。農集は使用していないところも多いということですね。私は農集で使うとったらえらいぎょうさん銭出しちゃったなと思いよったんですよ。下水道事業の全体見直しを1回されていますよね。その中で、三次市汚水適正処理構想、改定、令和元年2月。要は、先ほどの三次市下水道使用料等検討委員会等もかぶると思いますけど、独立採算の下、料金収集で独立採算に向かっていかにゃいけんといったときに、このまま管渠をどんどん延ばして行って、下水道地域をどんどん計画どおり100%広げるのか。いや、合併浄化槽等を使いながら、こっちはそういった個別使用したほうが料金が安くなるというので、どこまで広げるかで1回見直しされていますよね。だけど、その計画に従っても、令和17年まで

まだ残されている計画区域があって、何が言いたいかという、管渠を通してマンホールつくっていくという事業は継続している。これによると、スケジュールによると、1期、2期、3期があって、令和17年まで、概算事業費で、3期まで皆いけば64億円組んである。全部がパイプのあれじゃないんでしょう。汚水処理場なんかの維持管理とか改修なんかもあるのかもしれませんが、まだこれだけあるんなら、今の1つの小型パイプの見直しを図ることで、僅かでもいわゆる内部努力によって工事費の削減は図っていけないだろうか考えたんですけど、この仕様をいつ見直しにやいけんというのはいないんですから、この際、他市のをもう少し調べられて、60億円あるまだ先の予算を考えれば、要は設計指針なり要領なりを見直していくというお考えはありませんか。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) 下水道工事におきます市が定めた設計基準、先ほどから言われていますとおり、平成15年4月に策定をしているものでございます。これを現在まで、設計基準書によって設計あるいは工事を進めてきている状況でございますが、確かに議員御指摘いただいたように、約20年近く経過をしていることから、基準というものを見直していくことは当然必要であろうかというふうに考えます。

今後におきまして、他市の基準というものも調査研究をさせていただきながら、安全性、経済性を考慮した基準書の見直しを行ってまいります。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) ありがとうございます。内部努力でできる部分はやっぱり、これが直接水道料金のどうこうにはつながらんというのはお聞きしたんですけど、内部努力によって経費節減の努力を図られていくという決意として受け止めさせていただきたい。

さらに、今定例会の最終日の全員協議会においては、「下水道経営戦略について」という題が打ってありました。中身は、私はもちろんあれですけど、ほんの一部に限ったこんな課題じゃなくて、もっと多分大きい視点で下水道の今後について論議がされるんだろうと思ひまして、それにも期待させていただきながら、ぜひとも早い時期に見直しを図っていただいて、少しでも経費節減の努力をお願いすることを申しまして、1点目の質問を終わります。

では、2点目ですが、学校の働き方改革についてお尋ねします。

今年度4月より、各学校現場には教育委員会のほうから、7時には学校を閉めて帰れという指示と言っているんですか、通達、よく分かりませんが、というふうにされたということですが、この現状と効果、これはいかがでしょうか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 令和元年の7月に本市教育委員会のほうで策定をいたしました三次市立小・中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針に係る取組内容というのを方針に基づいて策定しております。これにつきまして、教職員が子供と向き合う時間につなげること、また、職員の働き方改革の推進に関わって、勤務時間管理の徹底をさらに図るということのために今年4月に改正をしたところでございます。この改正した主な内容というのは、今、議員がおっしゃっていただきました、19時以降の退校をできるだけなくすということ。そして、勤務時間外、在校時間の状況に応じて、校長等が面談を行いながら、健康管理や業務改善に努めるということの明確化を図ったところでございます。

この改正内容につきましては、4月と5月を周知期間、5月を試行期間、試すという期間として、6月から本格的に取組を進めております。本格的に実施をした今年6月における勤務時間外の在校時間の人数の割合で申しますと、45時間未満、一定の上限のガイドラインに示しておりますものについて、未満として達成しておりますものが全体の68.0%、45時間以上で80時間未満というのが31.0%、80時間以上が1.1%、100時間以上は0%でございました。これを昨年度と同じ6月と比較いたしましたところ、市全体では、45時間未満の教職員の割合というのは、昨年度49.9%でございましたので、今年度68.0%と比較をいたしますと、今年度は過半数を超えるという割合になっており、一定の在校時間の縮減につながっているというふうには捉えているところでございます。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 今、具体的な数字をもって、昨年度より2割増の45時間以上が増えた。大いに結構なことだと思います。ただ、文科省の公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針によると、すぐ見つけられませんが、在校時間が減っても持ち帰り仕事が増えたんなら同じことだと、そういうことが明記してある。問題は、学校で済まなかったら家でせざるを得んという実態、状況をどう把握されるかという問題と、ちょっとモニターをお願いします。ICT教育の進歩によりまして、持ち帰り仕事というのを、昭和の時代に教員をしておりまして私は、かばんか買物かごの中に子供たちのノートを山ほど詰めて、家に持って帰って、何とか丸つけをして次の日持っていくという持ち帰り仕事。私の連れ合いは、山ほど買物かごへ入れて持って帰って、子供の飯を作って、掃除をして、洗濯、片づけたら、結局何も見ずにまた次の日持っていくという、そんなのをイメージしていたんですが、今、現状は全然違うんですね。

見てください。左が校舎をイメージして、学校です。真ん中が子供たちで、右が家に帰ってのマイホームに自分のパソコンがあると。よくUSBなどを持って帰って、かばんに入れたのを紛失したとかいったような課題があつて、データをどう持ち出すんやというのを心配してい

たんです。心配ないんですね。上にマイドライブ、これはGoogleドライブというソフトと言っていいんですか、そこにマイドライブというのとクラスルームというのがあって、ここに学校で様々なデータを入力しておく。先生は研修計画をここへ入れておく。自分の担任している5年1組の子供たちに出している課題とか資料をここへ入れておく。ロイロノートへ、今日の宿題は何かドリル3番と5番とって、回答も入れておく。言ったら、家に帰って、何も持って帰らなくても、マイドライブへアクセスするパスワードとIDを持っていれば、家に帰ってそれを見ることができると。子供たちは自分の家へ帰って、タブレットからクラスルームに出されている先生の課題を引っ張り出して、自分はこうやって出す。こういうシステムになっているんですね。

今のドリルじゃ、漢字ノートじゃというアナログの宿題以外、まさにタブレット等を活用して、ICTを活用して、家へ帰って自分の音読を吹き込む、リコーダーを吹いたのを聞いてもらう、課題曲を歌うと、こんな課題を出されて、それを24時間、クラスルームにもロイロノートにも送ることができる。学校の先生は家に帰って24時間見ることができる。何で24時間とか力入れるかは御理解いただけますよね。ICTのこれは利活用なんでしょうかね。ICTを活用していくというのはいかに業務軽減を図るかということが、私は業務増加になっていないかと。30人のクラスを担当していた子供たちが3分ずつ音読を吹き込んでいたら、聞くだけで90分かかります。

利便性もあるんですよ、研修計画を、7時に帰らなきゃいけない、7時に学校から家へ帰っても、研修計画を開いたら、2学期の研修計画を自分でつくって、またマイドライブへ返しておけば、次の日、学校でそれを開いて見ることができる。便利なんですよ。これを真っ向否定して、こんな制限してやめてくれと言いはるんじゃないですよ。それは、そうせざるを得んという学校の状況もよく分かるし、「新田議員があれを迫及したけ、これが一切できんようになったで」と言われても私は困る。利便性があるって便利はいいんだけど、基本的となる業務改善が進まん限り厳しいよな。

そこで何が言いたいのか。この状況を全て、家に帰ってからの業務状況を的確に把握しないと、幾ら学校から帰る時間が短くなくても、それを帰ってしていたのでは業務改善にも何にもつながらないというので、持ち帰り仕事の実態把握はどうされますか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 今おっしゃっていただきました、本来、教職員が業務を持ち帰るということについては、行わないということが原則でございます。そのことについて、市としても、先ほど言いました三次市立小・中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針のほうにも、上限の目安時間を守るためだけに、自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうということは本方針の趣旨に反することである。また、このことを、今、各学校においても教職員のほうに丁寧に周知をするということ。さらには、業務改善の取組を推進するように、継続的に校

長会とも連携をしながら進め、また指導もしているというところもございます。

そのことを前提として、少しICTに関わっても説明させていただきますと、おっしゃっていただきましたように、ICTを効果的に活用するというについては、積極的に取組を進めております。子供たちがいわゆる夜中ものべつ幕なしに使うということがないように、タブレットに関わっては、小学生、中学生には一定の制限を設けて、時間帯を、小学生、それから中学生と少し違いますけれども、10時、11時以降は使わないと、翌朝まで使えないという設定ということにしているところもございます。そういう中で、実際には、新型コロナウイルスの感染対策ということもございますので、学校で実際にみんなで一緒にリコーダーを吹くといったような時間が取れない。あるいは、声をしっかり出して歌うとか、あるいは音読もなかなかしにくい。しかし、一人一人の子供の実態や到達状況をきちんと把握して適切に評価をしていくということも当然必要でございますので、そういったところで、このICTを、タブレットを活用して、そして、家庭でそれぞれできるベストを発表して、グーグル、あるいはまたクラウドのほうを活用して、教員がいつでも見れる状況にしておくということについては把握をしているところでございます。あるいは、そういったところで、いわゆる無理のない課題の出し方といったようなことも行うということも確認をしながら進めておりますけれども、それぞれ、その状況によりまして、学校により、教師によっては、都合のよい時間を活用して、録音した課題などを評価できるといったようなことや、繰り返し確認もできるといったような利点もあるので、そういうメリットは感じているということも把握はしているところでございます。

御質問のとおり、この持ち帰りの把握ということについてでございますけれども、実際に、これは方針にも示しておるように、こういったことで持ち帰り時間が増えるということがあってはならないということが大方針でございますので、一定の、校長を通じて、この8月にも把握をしているところでございます。そういう中では、学校からの、校長からの聞き取りでは、持ち帰り業務を職員がしているというふうに捉えている学校というのは、明確に把握をしているところが75%でございます。まるっきり持ち帰り業務はうちの職員はしていないというふうに確認をしている学校も6%でございます。ですので、十分に把握をし切れていないというところも実際ございますけれども、こういったところについては、現在、校長を通じて把握をしながら、中身についても確認を進めております。

さらに、この持ち帰り業務の把握ということ言えば、今年度、文部科学省のほうで、抽出ですけれども、勤務実態調査というのをしております。まだ結果は公表というふうなことはされておられませんけれども、持ち帰り業務の内容だったり、あるいは時間だったりというふうな、何をもってその持ち帰り業務を把握していくかというふうなところの基準というものも明確でないところもございまして、文部科学省の調査内容とか、あるいは調査結果、こういったものが出れば、こういうものも参考にして、持ち帰り業務についても、本市として状況把握というのをまた丁寧に行いながら、業務量の適切な管理、あるいはまた在校時間の縮減ということにつなげたいというふうに考えます。

併せて、業務の優先順位の見直しや会議の精選、公務遂行方法の工夫や日課の改革、とにか

く聖域を設けることなく、校務全体を見通して、保護者や地域にも情報発信をしながら、学校全体の意識改革、さらには具体的な取組を進めるということで、子供に向き合う教職員の時間の確保、あるいは本市の教育水準の維持向上ということにつなげてまいりたいというふうを考えているところでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 75%は明確に把握されているというふうに今お答えされたと思うんですが、どのような方法で把握をされているんですか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 全てということではございませんけれども、例えば持ち帰り業務をするかどうかというふうなことについては、一定程度、校長、管理職のほうに申出とかというようなことをしているということをルール化している学校でありますとか、あるいは、今回、この実態調査というよりも聞き取りをする中で、各学校のほうで確認をしながら、それぞれの教員のほうに確認をしたというようなところもございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) もちろん私はこの質問を整理するに当たって、かなりの数の教職員の皆さんから「どうしよる」とお話を伺いました。「持ち帰り仕事を報告したり、実態把握されよるん」と言ったら、私の聞いた限りのうん十人は「いや、何もないで」と答える。文科省の先ほどの給特法の見直しのための実態調査と今されていますよね。それにも、持ち帰りをどがにしたかという調査項目があるということですよ。それはもうちょっと具体的に、文科省は持ち帰り仕事の何をどういった方法で調べようとしてるんですか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) これは、内容につきましては、正確に公表できるものとそうでないものとあるのかもしれませんが、なかなか難しいところがございますけれども、つまり、教職員が在籍している時間、そうじゃない、朝から、帰って以降の時間ですね。同じように、項目をある程度、一定程度、どんな校務を、あるいは教員としてやった仕事というふうなことを、項目をある程度カテゴリーに分けられて、それを選択式にしてウェブで回答するといったようなもので、例えば何時から何時まではこんな仕事をしましたと、かなり詳細な中身の調査の内容というふうには聞いております。ただ、それがどういう形で公表されるかということも分か

りませんので、今のところではそういった中身として把握をするというような内容になっているというふうに確認はしております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 在校時間による、冒頭御回答いただいたように、教員が学校へ残ってする時間は減ってきている。大いに結構なことだと。だけど、繰り返すようですが、帰ってする時間が長くなったのでは結局一緒だと。じゃ、どうせにゃいけんかという、冒頭申されたように、帰ってやったものも把握して、どういったところへ業務改善を図らにゃいけんかというふうにならなければ、時間だけ短くなって、「みんな早く帰れてよかった」とはとても言えないと思うんですよ。文科省がそれをせっかく調査しようという、もしもそれがひな形になるんなら、同様の方法で、三次市内の全教職員が家に帰って何をどれだけやりよるかというのはやっぱり把握する必要があるんじゃないか。トータルの業務がどれだけ削減されたかというふうな視点で考えていかないと、幾ら学校が早く閉まったって、それはなし得ないと思います。

I C T教育を決して否定しようとは思いません。便利になって、先ほどからあるように、宿題もどうこういうのはあるんだけど、それは聞きたい時に聞けて、学校におるときに採点できてどうこうとなるなら、それにこしたことはない。先ほど制限をかけるというのがあったけども、現場に聞いたら、ロイロノートと課題はいつでもできるでとか、ウェブは何時まで以降見れないというのは決まると。ロイロじゃ、マイドライブじゃというのを言うから、私に気を遣いよるんですよ。長期の課題を取り上げたときに、教育委員会が果敢に取組をしていたのは、もう20年以上取り組んでいますけど、帰る時間は10時と最初決められた。これが9時になって、まだまだ改善せん、8時になって、7時まで来たんですよ。ロイロノートもマイドライブも使っちゃいけん、制限何時までというような方法を取られたんじゃ、今ある業務をいかに頑張っやろうかという教職員はかえって混乱すると思います。どう利用するのがいいかというのをお互いに考えていくことは必要だと。実態把握を、自己申告でいいですよ。帰って8時から9時まで見た、研修した、宿題見たでいいんじゃないですか。その正確性とこれもそれでどうかという検証する材料ができるだけたくさん要る。ぜひ持ち帰りの実態把握に取り組んでいただきたい。

最後の質問に移りますけど、教育委員会がすべきことは、意識改革じゃ、管理職の聞き取りをして具体を進めるじゃなくて、教育委員会ができることをしてもらいたい。その具体をそこへ3つ挙げています。1、部活動指導員をぜひ50人配置してください。それから、もう一つは、三次市が今年から入れた読書教育推進委員、今年1人ですよね。これもぜひ全校配置してください。隣の庄原市は、学校司書全校配置ですよ。10人配置されて、1人が二、三校受け持って。学校図書館法で「自治体、頑張れ」と示してある。全国もほぼ50%でしょう。小学校の学校司書配置ですよ。「地方自治体、頑張れ」と言いよるんですよ。何か一部には現実的でないというふうに言われる方もいらっしゃるみたいですけど、これこそ自治体がどうこうじゃなくて、

国にちゃんと措置せえというのが必要じゃないですか、一方でね。繰り返しますが、庄原は全校配置。これを生み出すためには、読書教育推進員、今、三次市は残念ながらたった1名ですけど、学力テスト半分にしていただいいじゃないですか。学力テスト、過去問題集から全部分析まで小・中合わせて1,000万円予算を組んである。学年半分にしたら500万円。500万円あったら読書教育推進員5人雇えますよ。ちょっと粗っぽい計算ですけど。そうすることによって、業務を具体的にこの人がやるというふうに決めていく。この提案、どうでしょうか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) まず、人の確保ということも含めて、今現在おっしゃっていただきましたように、部活動指導員、あるいは読書活動推進員の配置によって、教職員の業務の負担軽減ということにつながるということはあるというふうに捉えております。部活動指導員に関わって例えば申しますと、今年度、現在7名の配置をしておりますけれども、これは、予算を計上して認めていただきましたところにまだ余裕があるということで、つまり、いわゆる人の確保というふうなことも一方では課題ということがございます。

同じく、読書活動推進員についても、10月から、学校図書館リニューアル校を中心に、1名ではあっても数校例えば回っていくというような形で、複数の学校を対象にして充実を図るといふ取組を進めていく予定にしておりますし、部活動指導員とも併せてこの読書活動推進員の増員を進めたいということは考えておりますが、いずれも人材の確保という点が1つ課題というふうなこともございまして、そういったニーズに応じた役割を担っていただけるような、そういう人の確保ということについても、引き続き情報収集をしながら、市民の皆様にも協力を求めながら進めていきたいというふうに考えております。

もう一つの学力検査に関わっての予算ということで申しますと、本来、一人一人の子供たちに学力をつけるということが学校に求められる本来の役割ということで考えれば、そういったところへ一定の分析だったり到達を検証していくということは必要かというふうに考えて実施を今進めているところです。この学力検査に関わっても、採点を含めて、その分析、あるいは一人一人の状況をまとめた個票というふうなものを業務委託ということでしてございまして、職員に負担をかけないという方法で行っているということはございます。

さらに、この学力検査については、今年度、個々の学習支援事業という中身で実施をさせていただいておりますけれども、これは全学ということではなくて、その一部を充てて実施しているというものでございます。したがって、学力検査については、教員に本来求められている業務でありますところの授業改善を図りながら、全ての子供たちに、できたとか分かったという授業づくりというふうな実現につながるように、実施方法もですけれども、先ほど言いましたような人員に関わる計画ということと併せて、総合的に検討していくという形で進めてまいりたいというふうに考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 去年、全国の教員採用試験の倍率は、広島県は採用試験の競争倍率が去年最低だったんですよ。今年、ちょっと上がった。県北にも30人から40人がここ数年で新しい方が採用されている。いっときよりぐっと増えた。ところが、20代の退職者もこのところぐっと増えています。若い方が希望と望みを持って働ける教育現場をぜひよろしく願います。終わります。

○議長（山村恵美子君） この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は14時10分いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 2時 0分——

——再開 午後 2時10分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） 皆さん、お疲れさまです。清友会の保実 治でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従って、大きく4問の通告をしておりましたが、4問目のテレビへの字幕付与については、午前中、質問があり、答弁がありましたので、省略をさせていただきます、大きく3問で質問をさせていただきます。

その前に、今月9月は秋の農業安全運動月間であります。春に引き続き、「しめよう！シートベルト」を合い言葉に、自治体など900団体が参画しております。農作業中の死傷事故は高止まりの状況で、農業従事者10万人当たりで見ると10.8人で、過去最多で、10年間で24%増えています。建設業の事故死者は同5.2人で、10年間で24%減っております。全産業の平均は同1.2人で、減少傾向で推移しております。農業と他産業との差は拡大傾向にあります。そういった中、本市では今月から稲刈りの真っ盛りとなりますが、農業の皆さん、農家の皆さん、どうかくれぐれも気をつけられまして、「しめよう！シートベルト」を合い言葉に頑張ってくださいと思います。

それでは、市民の暮らしが一番をモットーに、市民の目線に立って質問をさせていただきます。市民の皆さんにも分かりやすく明快なる答弁をお願いして、質問に入らせていただきます。

まず、大きく農業用作物栽培についてお伺いをいたします。

中項目、現状と課題であります。まずは現状についてお伺いをいたします。

2020年に地域資源の活用と産地化を目的に、市とJA三次、JAアグリ三次、県北部農業技術指導所などのメンバーで構成する研究会を設立し、廻神町にあるJAアグリ三次の畑で、カ

ノコソウ、シャクヤク、トウキ、ミシマサイコ、キバナオウギの5品目の栽培を始め、2021年7月13日の定例会見では、秋の収穫状況を踏まえて、新規就農者にも広げるのか、既存の農家でやっていくのか方針を決めたいと言われております。また、今年に入り、成育を検討した結果、ヒロハセネガとカノコソウの栽培に力を入れることに決めたと新聞報道されておりますが、現状はどのようになっているのか、まずはお伺いをいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 薬用作物の栽培につきましては、地域資源である農地を活用し、本市農業の振興につながる新たな作物として、薬用作物の栽培の可能性に挑戦をしてきました。令和元年度は、本市の気候風土に適合可能な栽培品目の調査研究を行い、令和2年度から、先ほど議員が言われましたように、JA、県、JAアグリ三次、三次市で構成する三次市薬用作物等栽培技術研究会を組織し、シャクヤク、トウキ、カノコソウ、ミシマサイコ、キバナオウギの5品目の試験栽培を開始しました。

令和3年度からは、国の研究機関であります国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所と東京農業大学との共同研究を開始するとともに、新たな薬用作物の品目として、せき止め等の成分となるヒロハセネガの栽培をJAアグリ三次ほか2か所の圃場で開始いたしました。生育状況がおおむね順調であったことから、令和4年度、今年度から、栽培の意向がある新たな生産者を募集し、現在13名の生産者により試験栽培の取組を行っております。これまで6品目ということでございますが、現在はミシマサイコ、キバナオウギの2品目については試験栽培を終了し、現在、シャクヤク、トウキ、カノコソウ、セネガ、この4品目を今選定して試験栽培に取り組んでいる状況でございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) ですから、最初やった5品目から、今私が言いましたヒロハセネガとカノコソウを中心とした品目を、4品目ですか、絞って今やっておられると。そして、基盤研と東京農大、ここに御指導いただいとというようなことだったろうと思うんですが、そこでちょっとお聞きするんですが、基盤研と農大に指導をお願いしておられるんでしょうけど、これは調べてみたら、内閣府に地域活性化伝道師というのがおられますよね。そこには相談はなかって、すぐこの基盤研と農大のほうにされたのか。私が思うに、この地域活性化伝道師、ここへお願いすれば補助金が何ぼか出るんじゃないのかなと私は思って質問させていただきま

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） まず、令和元年度に薬用作物の栽培について調査を行っておりますけど、これを県立広島大学のほうにお願いいたしました。といいますのも、県立広島大学の先生が、農林水産省の委託研究プロジェクトということで、薬用作物における栽培技術の研究、これを研究されているメンバーでございました。というようなことから、専門的知見を有しておられるということで、県立広島大学のほうに三次の気候風土に適した栽培品目の選定というものをお願いしてきた経過がございます。

また、その先生のつながりということもございまして、今現在、共同研究をしております医薬基盤・健康・栄養研究所でありますとか、東京農業大学の先生、これも薬用作物においては第一人者でございます。そういった専門的な知識を有する方の御指導を頂きながら、今現在に至っているという状況でございます。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） 分かりました。次に、漢方薬の原料は、使用量の8割を中国に依存して、国産は約1割にとどまっております。野生資源の減少や中国国内での需要増などを背景に、価格は上昇傾向にあると思います。新型コロナ感染拡大で世界的にマスク不足が起きたように、有事が発生すれば、どの国も自国を優先いたします。ウクライナ危機など、世界の情勢次第では、薬用作物の調達に影響が出るおそれもあります。福岡市長の公約であります薬用作物の振興に対して追い風が吹いているとも現状は言えると思います。

問題は、栽培が軌道に乗るまでの間の対応、農薬や農業機器がないこと、そしてメーカーとの本契約ができるのかなど、クリアすべき課題があると思いますが、市としてどのような課題があると認識し、今後どのように取り組んでいこうとしておられるのか、お伺いをいたします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 御指摘のとおり、コロナによって、健康志向であるとか、あるいは国内における漢方薬の需要の高まりが見られるところです。そして、中国産等の輸入品の高騰など、国産と価格差も縮まっているということから、国内生産の拡大の機運が高まっているというふうに思っています。

そして、令和4年5月に成立したんですけれども、経済安全保障推進法におきましても、薬用作物を始め、重要物資の調達が海外、特に特定国に強く依存することを避け、製品の国内回帰であるとか国産化を推進することとなっております。薬用作物の国内生産における強い追い風となっております。そういった情報も、先般、厚労省に行ったときに情報交換をしたり、意見交換をしたわけでありまして、こういった薬用作物の医薬品メーカーとの取引におきましては、安定的な生産の下、一定の品質や量を保つという必要があります。そのため、採種など、栽培知識や技術の習得を図ることが大切でありますし、本市に適した栽培履歴

やマニュアルの作成など、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所及び東京農大の指導の下、取組を引き続き進めていきたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) やっぱりこの薬用作物については、これを指導してくれる人材育成も今後の問題になってくると思いますので、試験栽培のときだけ指導に来てもらって、それで軌道に乗ったから、「ほいじゃ、ありがとう」で済むんじゃないかと、その後でまた問題が出てきますので、並行してその辺の問題解決も取り組んでいただきたいと思います。

そして、この薬用作物を本市の産業の活性化にもつなげる取組も必要になってくるのではないかと思います。そういうのも、シャクヤクを使用して製造した美容液とか、トウキの葉っぱを練り込んだパスタですよね。三次には唐麵というのがありますが、トウキの葉を練り込んだパスタ、イタリアンのような料理、そしてパンの商品開発。実は、現在、よその地域でこれはやっとなことなんです、どっちかという地域限定でやっていますから、なかなか全国に広がっていない。その辺を、先を見込んで、三次市としてこれを考える会とかいうものを立ち上げていくのも今後の取組の1つとして面白いんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 薬用作物の生薬となる根の部分のみならず、葉や茎なども、料理やお茶、健康食品、化粧品などの様々な用途への活用に向けて、食品メーカーなどと連携をするなど、薬用作物等栽培技術研究会を主体に調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

また、こうした調査研究の結果を踏まえまして、今後の事業展開としては、市内の事業所などと連携をした商品開発でありますとか加工品開発、そういったところにも、今後、将来的には取り組んでいきたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) ぜひとも三次という名前が全国に知れ渡るような新しい三次独自のものを考えていただきたい、そんな思いです。

それと、これを聞くのを忘れておりました。これは、2日の初日の市長の3年度決算総括説明の中で、「東京農業大学との共同研究契約の締結、販路確保のため、日本粉末薬品株式会社と試験栽培契約を締結するなど、取組の推進を図りました」と、これがありました。私は何か所か市長の市政懇談会へ行かせてもらった中で、市長が日本粉末と仮契約をしたというふうなことを発表されておりました。私が聞き逃しとるんかどうかわかりませんが、あのときの会

合のときの仮契約という意味と、この決算の説明での契約を締結したという、この辺の中身を教えていただければと思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今の試験栽培、これの契約の締結でございますけど、日本粉末薬品株式会社と、ヒロハセネガとカノコソウの栽培品目について試験栽培を行っております。これは令和4年3月23日に締結をしております。これにつきましては、試験の品目は先ほど申しましたヒロハセネガ、カノコソウということで、この試験栽培による収穫物、これについては日本粉末薬品株式会社が全量を買取るということで、その買取り価格については、成分分析を行った上、品質を確認した上で、甲乙協議で決めていくというものでございます。

そして、これが、一定程度、栽培面積であるとか品質の確保、こういったものが十分できたといった段階で商業栽培に移行していくということで、これが正式な契約ではないと、仮の契約という意味で市長が言われたものというふうに思います。現在は、試験栽培、これで成果を出していった、これが十分面積、生産者、品質、そういったところが一定程度確保された段階で正式な売買契約を締結し、商業栽培に移行していくということでございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) それじゃ、まだ安心はできないというような状況だと思いますが、ここでまたお聞きするんですが、この薬用作物を今後栽培してやっていくために何か補助金がないかなというふうなことで調べてみました。そしたら、農水省の中の農産局果樹・茶グループの地域作物第3班、薬用植物担当のところですが、薬用植物についての活用可能な補助金があるのを確認いたしました。これは、19の補助金メニューがありまして、地域によって事情が異なるので、このうちのどれが活用できるかについては一つ一つ検討する必要がありますよと言われました。そして、来年の1月から2月が新年度の補助金の申請の時期なので、それまでに補助金の活用をどれができるか検討すべきではないかと私は思うわけですが、そして、広島県の農業経営発展課に確認したところ、広島県ではまだ薬用作物の補助金を受けている事例はないということでしたが、今後、相談には乗っていきますよというのが県のほうの対応でございました。

そうした中で、やっぱり今後を考えたら、国からの補助金のことも考えていったほうがいいのかと思います。その辺のお考えのほうはいかがでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 現在、試験栽培による生産技術や知識の習得向上を図るといった段階でございます。今後、試験栽培の実証、そういったところも踏まえ、一定の規模の生産者でありますとか品質の確保、そういった、組織的にも対応が可能という、そういった見込める段階においては、国の補助事業、こういったところも活用を視野に入れていきたいというふうには思っております。

ただ、補助要件というのかなりハードルが高いというふうにも受け止めております。一定の生産者数でありますとか面積、また、その事業の成果といったところも要件的にはあるようでございますので、そういった要件も十分検討しながら、まずはこの試験栽培を成功させて軌道に乗せていく、その次の段階で補助事業も視野に入れていきたいというふうに思っております。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） ぜひともこの薬用作物を成功していただくためには、前へ進めていただいて、そして、部長も知っておられますように、今言いました国の補助金、19のメニューがありますので、これも事前に見ながら、いつの段階でしたほうがいいのかというようなことも、部長のほうで、今の薬用作物の試験の中で頭の片隅に入れながら前へ進めていかれたほうがいいのかと思います。

次に、大きく2番目の参議院議員選挙の総括についてお伺いをいたします。

今年3月議会の一般質問において、昨年の参議院議員再選挙、そして衆議院議員選挙を踏まえて、今年の参議院議員選挙の対応について何点か指摘をしておりますが、7月の参議院議員選挙について、まずはどのように総括をされておるのかお伺いをいたします。

（監査事務局長（兼）選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉選挙管理委員会事務局長。

〔監査事務局長（兼）選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○監査事務局長（兼）選挙管理委員会事務局長（児玉 隆君） このたびの7月に執行した参議院議員通常選挙の投票率でございますけども、投票率は54.58%、前回の投票率53.35%から1.23ポイントの上昇となっております。県全体の投票率は46.79%、また、全国平均の投票率は52.05%となっておりますが、いずれも本市の投票率のほうはこれを上回っております。また、県内の14市の中では庄原市に次いで2番目の投票率となっております。

また、このたびの選挙では、令和2年度から実施しております巡回期日前投票所7か所について、継続して開設しましたほか、投票者に利便性の向上と投票率の向上をめざして、新たにサングリーンに期日前投票所を開設したところでございます。サングリーンでの開設期間は4日間でしたが、期間中、1,196名の方に利用いただいております。期日前投票を利用された方は、全体で1万281人、前回と比べ1,618人の増となっておりますので、このサングリーンでの期日前投票所の開設が投票率の上昇にも効果があったものと考えているところです。

しかしながら、先ほど言いましたように、全国、それと県内の投票率でございますけども、いずれも前回よりも高くなっているという結果でございますので、サングリーンでの期日前投票に加えて、有権者の方の選挙に対する関心でありますとか当日の天候といったものもこの投票率には影響したものと考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) サングリーンでの期日前投票、これは後でまた質問するようにしておりますが、やはりここができて投票率が若干上がったというような答弁だったと思います。これは後でまたお聞きします。

それでは、まず、新型コロナウイルス感染者の特例郵便等投票についてお伺いをいたします。これも3月議会で十分議論したと思いますが、第49回衆議院議員総選挙では、本市を含め、県内では制度利用者はなかった、ゼロだったとの答弁でしたが、今回の参議院議員選挙ではどうだったのかお伺いをいたします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(児玉 隆君) 新型コロナウイルスに感染された方の特例郵便投票でございますけども、県内の状況というのは今の段階では把握できておりませんが、本市におきましては1名の方がこの特例郵便投票を活用され投票されております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 全体の把握はできていないが、1名はされたことは間違いないと。それが、私のところへ7月5日に電話がありました。「コロナに感染したんだ」と、「一般の投票所には行けないんだけど、どうしたらいいだろうか。あなたは3月に一般質問しよつたろう」というようなお話がありましたので、私は「一旦選管のほうへ電話を入れて、その方法等を聞いちゃったほうが、私に変なこと、間違ったことを言ってもいけないから」というふうに言いました。その選挙が済んだ後、また電話してこられまして、「なかなか分かりにくい対応だった」と、「だけど、何とか投票できました」という電話をまた頂きました。そのようなことが、実際に選管とのやり取りがあったのかどうか、お伺いをします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(児玉 隆君) このたびの特例郵便投票の対象となられる方は、外出自粛要請に係る期間が選挙当日までの期間にかかると見込まれる方となっ

ております。外出自粛要請等を確認できる書類というのを保健所のほうへ請求をしていただいて、この特例郵便投票の請求書に添付していただくということになりますけども、もし外出自粛要請等の書類をお持ちでない場合は、選挙管理委員会から保健所に電話で確認、本人の同意を得た上で保健所に電話で照会し、その感染の状況を確認するといった必要があります。

今回、選挙管理委員会のほうにお問い合わせいただいた件、初めてということで、事務局のほうもスムーズに案内できなかつた面もあろうかと思えますけども、この外出自粛要請の期間を確認できる書類をお持ちでなかつたということで、確認作業等にちょっと時間を頂いたという実態があるというふうに聞いております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) やっぱりそちらのほうにあったんですね。私に最後に言われたのが、「最終的には支所長が家まで来て説明をしてくれて、投票、郵送できた」というお話もありました。

それと、3月の前回のこの質問で、「啓発という観点で言いましたら十分でなかつたというふうな面があつたと思います」という答弁で、「さらに広報の方法を工夫する必要があつたというふうに認識をしております」という3月の答弁でございました。それから、7月の参議院議員選挙までどういうふうに工夫をされて広報されたのか。また、衆議院議員選挙の選挙後に、県の選挙管理委員会の会議はコロナ禍で中止。現段階、3月の議会のと看では、そういった会議はなかつたという答弁で、制度の周知については、国や県全体での取組も必要。今後は、県内の選管の会議等の機会を踏まえて、県・国に対して積極的に働きかけていく、市でも広報の方法につきましては工夫をしていくということでありましたが、どのような工夫をされたのか。今言われた特例郵便投票、把握が全部はできていないけど、1名はということを言われましたけども、ちゃんと工夫を凝らして広報を今回やつとれば、ここまで低いのではないんじゃないかと私は勝手に思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(児玉 隆君) 特例郵便投票の広報についてですけども、このたびは、7月10日、投開票を想定し、公示よりも早い段階での周知を図るために、広報で言いますと、5月号広報に掲載をしております。また、市のホームページにも掲載をしたところがございますけども、このときに併せて、濃厚接触者の方の投票方法についても案内をさせていただいたところです。また、選挙期間中は、市役所ほつとニュースでは文字放送とつたところでもこの制度の説明をさせていただきました。

また、広島県との連携というところがございますけども、会議ということではございませんけども、連携の中身としましては、広島県においてもこの特例郵便投票の制度を紹介させてっております。その際に、各市町の請求書の様式をホームページにも掲載されております。そ

れと、請求に係る郵便代について、これは料金受取人払ということになりますので、その料金受取人払の様式も併せて掲載されるといったことをされております。

また、PCR検査会場におかれましては、広島県の選挙管理委員会事務局において、全会場に案内チラシを配布されるということを知っております。また、ホテル療養中の方にも、関係機関を通じて全員の方に案内をされるというようなことを知っておりますので、市独自でチラシを配って、PCR検査会場というのはいりませんでしたけども、それ以外の市の広報媒体を活用した広報ということをさせていただいたところがございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 3月の答弁のときも、PCR検査会場で配布をしていただくと、市のほうから県のほうへお願いするというふうな話も答弁でありました。そして、保健所から感染者へ送付されるものの中にそういったチラシを同封してもらおうという答弁もあったわけですが、この辺はどうなったんでしょうか。ここまではいっていないということですか。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(児玉 隆君) 保健所のほうからの送付ということとはちょっと対応ができていない、依頼はしておりませんが、県のほうから、療養される方へは関係書類を送付ということで知っておりますので、対象の方にはそういった情報が届いたものというふうに考えておるところでございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) じゃ、その次の、他の郵便投票についてお伺いをしたいと思います。

これは平成22年、29年にも質問しておりますが、要介護5の人、身体障害者手帳交付者の郵便等投票証明書の交付を受けておられる人が現在何人おられるのか。そして、今回の参議院議員選挙で投票された有権者は何人おられるのか、お伺いをいたします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(児玉 隆君) 郵便等の証明書の交付を受けられた方ですけども、登録されていらっしゃる方は7名となっております。うち今回投票していただいた方は4名となっております。うち介護5の方は2名の方が投票をしていただいたということになっております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） 私も何回か前から言いよるように、この分の郵便投票の仕方というのはなかなか浸透しないということもありますので、選管のほうでももう少し広報の仕方を考えて、前に進めていただきたいと思います。

それでは、次に、期日前投票の状況についてお伺いをいたします。

前々から提案しておりましたショッピングセンター内での期日前投票については、今回の参議院議員選挙からサングリーンでの実施が実現したわけですが、その実施状況と今後の考え方をお伺いいたします。

（監査事務局長（兼）選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 児玉局長。

〔監査事務局長（兼）選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君 登壇〕

○監査事務局長（兼）選挙管理委員会事務局長（児玉 隆君） このたびの参議院議員通常選挙におきまして、6月30日から7月3日日曜日までの4日間、サングリーンの1階、センターコートに期日前投票所を開設したところでございます。4日間の投票者数は、先ほども述べさせていただきましたけれども、1,196人。同期間の市役所本庁で開設しております期日前投票所の投票者数が1,002人でしたので、これを上回る人数の方が御利用いただきました。同期間で見ますと、市役所本庁での期日前投票所の分散ということの効果も新たな効果があったというふうにも考えております。

サングリーンで投票された方を年代別に検証してみますと、60代、70代の方がそれぞれ20%台いらっしゃいまして、70代の方が最も高いという結果になっております。また、40代、50代の方はそれぞれ10%台となっておりますけれども、年代が若くなるにつれ、利用者のほうが低くなるという状況になっております。また、4日間を見てみますと、やはり日曜日の利用者が最も多く、10代、20代の利用者も、他の曜日に比べますと増えているという状況がありましたので、家族、友人との買物のついでにこの投票所を御利用いただいたのではないかというふうに考えております。

また、利用された方の94%の方が投票所の入場券を持参されているという状況がございました。このことから、サングリーンで期日前投票ができるということを知っていただいております。その上で利用されておるということで、市の広報も行いましたけれども、サングリーン様におかれましてはチラシでありますとか館内でのアナウンスというところを御協力いただいた、そういった効果もあったのではないかというふうに考えております。

また、投票後に行った利用者のアンケートの結果でございますけれども、「便利でよかった」「他の投票所よりも行きやすい」「次も利用したい」といった意見を多く頂いており、おおむね好評の評価を頂いたものというふうに考えております。

先ほど言いましたように、投票所の利便性の向上だけでなく、分散といった効果もございましたので、今後の選挙におきましても、商業施設での期日前投票所の開設というものを実施の

方向で検討したいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) サングリーンは成功だったというように聞きました。私も実際、期日前をやっているときにサングリーンの会場に行きました。市民の皆さんの動向を見ながら、その理解しとる人からもちょっといろんな話をしたり、投票を済ませた人からも聞いたりしましたけど、私は初めは、入場券を持たずに、買物したついでに、ここにあるわというので投票してんかなと思ったら、ここで投票するんだという気持ちを持って入場券を持ってくる人がかなりあったというふうに把握しております。投票をして買物をするんだという、私が思っていたより逆のことで、逆にまたよかったんじゃないかなというふうに私は理解をいたしました。

そして、これと同じようなこと、高等学校での期日前投票の実施を私は提案したいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(児玉 隆君) 選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられたことから、高等学校や大学といったところで期日前投票所を開設する自治体もあります。これは、投票率の向上のみならず、これから選挙権を得る生徒も含めまして、選挙を身近に感じてもらう機会にもなり、将来に向けた啓発と主権者教育を目的に実施されているものと考えております。

本市におきましては、巡回期日前投票所のほか、今年におきましてはサングリーンでの期日前投票所の開設というのをしております。これらの今実施しておりますものの効果の検証と、近隣でも高校での期日前投票所を開設された自治体もありますので、近隣の市町での取組というものを参考にしながら、限られた予算、人員の中で、今後どのような取組ができるか、引き続き研究をしてまいりたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) ぜひとも考えてみてください。これは考えていただくということで。

そして、選挙期間中に市内を走ります広報車で流す投票啓発のアナウンスに高校生を起用するという事は考えられないものではないでしょうか、お伺いをします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(児玉 隆君) 広報車のアナウンスに高校生をと

いう御提案でございますけれども、こちらにつきましては、高校生対象の選挙啓発行動の一環の1つとして考えまして、広報活動の実施主体であります三次市明るい選挙推進協議会と共にこちらについては研究していきたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) これは実際にやっておる自治体もあります。ですから、ぜひとも検討を前向きにしていいただきたい。それというのも、若年層の全国的な低投票率が問題の1つとなっておりますので、ぜひともこういう対応をしながら投票率の向上をめざすということも1つの手だと思っておりますので、ぜひ考えていただきたいと思っております。

それでは、次に投票率についてお伺いをいたしますが、モニター1のほうをお願いします。

これは3回の選挙の、去年から今年にかけての、出しとるわけですが、ここで1つ訂正を皆さんにさせていただきます。2行目の「第49回衆議院総選挙小選挙区」というところで、日にちが「令和3年4月25日」になっておりますが、これは「令和3年10月31日」施行というふうに訂正をさせていただきます。私のミスでございます。

それでは、質問に入りますが、投票率で県との比較では平均を三次市は上回っております。広島県は、国政選挙投票率、直近10回中、都道府県別の順位が下位から10番以内に7回も入っているのが現状ですが、ちなみに昨年の衆議院選挙は52.13%の投票率で、広島県は下から4番目の全国44位です。そして、今回の参議院選挙では46.79%の投票率で、全国で下から3番目の45位です。三次の選挙区においては、3回の選挙で、三次23投票区、画面にも出しておりますが、33投票区は、トップ3で、36投票区は、今年の参議院選挙ではトップ5には入っております。3には入っていませんけど、5には入っております。そして、ワースト3のほうにつきましては、毎回8投票区が入っております。12、9、17投票区など、毎回、ワースト5に入っているのが現状です。この現状を選管としてどのように見ておられるか。また、この現状の対応を考えておられるかどうか、まずはお伺いをいたします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(児玉 隆君) 投票率についてでございますけれども、一般的に、投票者の年代が高くなるほど投票率が高くなる傾向がございます。本市におきましては、周辺部等の投票率は高く、市中心部の投票率が低いといった傾向がございます。市中心部につきましては、人口移動が多いといった地域の特性もあり、投票率の地域格差というものを解消するのはなかなか困難であるというふうに考えておりますけれども、引き続き若年層への啓発でありますとか投票環境の向上に取り組んでいきたいと考えております。

今回新たに実施したサングリーンでの期日前投票所は、市中心部に在住する方の利用が最も多く、投票環境向上の効果はあったものと分析しておりますので、こういった取組を続けるこ

とによって市中心部の投票率向上に取り組みたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 市中心部の投票率向上に努めたいというふうには答弁されますが、このワースト3の中に、見てください、ほとんど同じ投票区が入るとるんですよ。ここをどうするかということは考えてないんですか、お聞きします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(児玉 隆君) 特定の地域に対しての啓発といったところは現在取り組んではおりませんが、市全体の投票率を向上させるというところで、投票環境の向上といったもの、また啓発といったところを継続して取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) その低いところをどういうふうにするかということも考えていかないと投票率は伸びてこないと思いますが、全国的に言えるのが、選挙管理委員会の専門の職員がないことが挙げられております。本市においても、事務局長が兼務、職員が2名で、人事異動もあるため、継続的に投票率の向上を考えていくのが難しいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。どういうふうにお考えですか。これは、私が今言ったことは間違っておりますか。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 児玉局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(児玉 隆君) 投票率の向上に向けましては、合併当時から、三次市明るい選挙推進協議会と連携した出前講座の実施でありますとか、選挙時の広報車での啓発、街頭啓発にも取り組んできております。また、近年では、若者の投票立会人の公募等を行って、意識啓発等にも取り組んでいるところでございます。

また、投票環境の向上というものが投票率にも影響するということから、巡回バス運行を実施しておりますけれども、これを見直しまして、巡回期日前投票所に切替えをしました。また、今年度は、先ほど来述べさせていただいておりますように、新たな取組として、サングリーン期日前投票所の開設を実施するなどしております。こちらのほうは、事務局の体制、人事異動に関わらず、継続して啓発活動や投票環境の改善に取り組んでいるところでございます。

投票率の向上につきましては、これまでも、国、全国の自治体に取り組んでいるところでご

ございますが、なかなか特効薬のようなものが見つかっていないのが現状かというふうに思っております。また、投票率は、選挙の争点でありますとか、先ほども言いましたように、当日の天候などの影響も受けるというふうに考えております。選挙管理委員会の事務局としましては、引き続き投票環境の向上、啓発に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 本当に選管のほうは少人数で一生懸命やっておられるということとはよく分かります。ですけど、なかなか投票率が上がらない。啓発の仕方ということも、今後やはり時間のあるときにスタッフで考えながら、何とか前へ進めていっていただきたい、そんな思いでございます。

次に、大きい3番目の踏切における道路のバリアフリーについてお伺いをいたします。

中項目(1)の本市の考え方と今後の対応というところですが、今年4月、奈良県で、目の不自由な女性が踏切内で死亡する事故がありました。道路管理者である市が、その事故があったところ、エスコートゾーンと呼ばれる点字ブロックを踏切の中に設置いたしました。その後、国交省は道路のバリアフリーに関する運用指針を改定し、視覚障害者が踏切の位置を把握できるように点字ブロックを整備することを道路管理者に求める方針を決定し、今までは道路管理者の判断に任されていましたが、改定後の指針では、点字ブロックを踏切の手前だけでなく踏切内にも設置し、判断できるようにすることを求めるとなっており、設置の義務化は見送られましたが、指針では、整備を「義務」「標準的」「望ましい」の3段階で分類されております。そして、手前のブロックは「標準的」、踏切内は「望ましい」という位置づけにとどめるとありますが、本市の整備の考えをまずはお伺いいたします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 秋山建設部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 視覚障害者の方が安全かつ円滑に歩行できるよう歩行環境を整備することはとても重要であると認識をしております。踏切内の点字ブロックの敷設は全国でも例が少なく、ガイドラインでは、今後、ブロックの形状や設置方法などについて、有識者による検討を進めることとされています。点字ブロックについては、必要であると認められるところには設置を進めていくことが大切であると考えています。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) モニターで2番目の資料をお願いします。これは、誘導用ブロック等の設置を追加という、これは国交省道路局が出しておるガイドラインですが、これは部長も見ておられると思いますが、これが踏切の入る手前に、真ん中がこれは踏切ですよ。歩道があっ

て、その歩道の手前、踏切へ入る手前にも点字ブロックをします。

そして、3番目のこれが踏切内への表面に凹凸のついた誘導表示を設置した例でございます。これは、ですから、踏切に入る前の手前でブロックがあって、そして、真ん中の黒い部分、これが踏切内部のところであって、ここにも点字ブロックを置くという図面でございます。

そして、4番目の資料をお願いします。これは、踏切の手前の部分に視覚障害者誘導用ブロックを設置した例であります。こういうところがまだ三次にはないと思うんですが、これが1つの例です。

そして、5番目、5枚目の写真。これは十日市の中原の踏切です。これを見てもらえば分かるように、その前の写真と比べてもらえば、全然点字ブロックがないんです。踏切に入る手前にもないんです。そして、中にもないんです。でも、本市では芸備線と福塩線を運行していて、踏切がたくさんありますけど、こここの中原の踏切が最も人通りも多くて車も多い、一番危ないところではあると思います。ここにはまず設置をしなくてはいけないんじゃないかと私は思うわけですが、部長、どういうふうにお考えでしょうか。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 中原踏切については、通行者や通行車両も多い踏切であります。先ほど議員も言われたとおり、踏切前後に点字ブロックの敷設がありません。また、十日市南側の歩道が整備されていないこと、それから、鉄道事業者との協議・調整が必要なことから、現時点では設置ができていませんが、先ほども申しましたように、必要であると認められる箇所には設置を進めていく必要があると考えます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 必要があるところは進めていくということですが、JRとの協議もですか。ただ、私が思うに、JRの協議は、踏切内には協議が要ると思うんです。踏切に入る手前の道路のところの部分は、それは、このガイドラインにもありますように、標準的となっております。道路管理者だけで判断ができるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 踏切外については道路管理者による設置が可能かと思われま。そういった危険箇所等々、必要なところには設置を進めていくことが必要だと思います。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番（保実 治君） やっぱり道路管理者で判断できますよね。していかないけんと思いますという答弁ですが、ぜひともこういうところを市民の安心・安全のためにも、それから障害者のためにも、それはぜひとも早急にやってもらいたいと思いますが、早急ということは無理でしょうか、どんなでしょうか。また最後にお聞きします。

（建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 秋山部長。

〔建設部長 秋山和宏君 登壇〕

○建設部長（秋山和宏君） 危険箇所、そういったところには本当に早急に整備が必要であると考えますが、今の中原踏切については、すぐ整備をしますということにはなりませんけども、必要などころには整備をしていくというふうに考えます。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） ここは必要なところですので、ぜひとも早急をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は15時20分いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 3時11分——

——再開 午後 3時20分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） 清友会の重信好範でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。執行部の皆さんにおかれましては、市行政が市民の皆さんの声に寄り添う姿勢がしっかり伝わる御答弁のほどよろしく申し上げます。

質問の前に、去る8月22日から25日にかけて、横浜スタジアムにて第39回全日本少年野球軟式大会が開催され、中国地区を代表して、本市から三和クラブJr.が出場し、見事3位になりました。併せて、8月上旬に、通称琵琶湖カップと言われておりますが、第12回全日本少年軟式野球クラブチーム大会では、見事に準優勝を収めました。野球を通して青少年の育成と健全をめざしておられる監督、コーチ、そして御父兄の皆さん、そして関係者の皆さんに敬意を表します。勝ち負けも大事かもしれませんが、日々の心と体の鍛錬を養ってほしいと思います。そして、この監督に言わせますと、滋賀県や横浜市に出る前、感染者がたくさん全国にも蔓延

しておりますから、行くのもためらったこと、苦しい胸の内も話してもらいました。スポーツのまちみよしを関西圏、関東圏にアピールしてもらったことをうれしく思いますし、元気ももらいました。

それでは、質問に入ります。大項目1つ目のウクライナ支援の対応について御質問いたします。

令和4年2月24日、ロシアがウクライナに対して軍事侵攻を開始して、半年を超える月日が経過いたしました。岸田総理のウクライナ難民の日本への受入れ表明に伴い、本市もいち早くウクライナ難民の受入れ支援が行われているところでございます。また、本議会も、3月議会では、ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議を全員一致で決議したところでございます。そして、議会の一部の議員で、2か所のスーパーではありましたが、募金活動を呼びかけ、こうした経緯や、去る5月7日、きりりにおいてはチャリティコンサートも行われました。今後、さらに戦闘は長期化するおそれもある報道もありますが、一日も早い平和が取り戻せる日を願いたいと思っております。この項目では5点質問いたします。

まず、ウクライナ支援に対する庁内連携組織体制ですが、政府の要請によりウクライナからの避難民を受け入れる場合は、迅速に対応し、支援につなげていく必要があるため、本市は庁内連携組織体制を整えると担当課は説明しておられますが、どのような体制で支援に携わっておられるのか、まずは御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) ウクライナからの避難民の受入れに当たりましては、生活をすすめる上で必要となるサービス等について、関係する部署と庁内連絡会議を開催し、情報共有を行うとともに、連携した取組を進めています。

受入れの際には、住民票の登録、国民健康保険の加入、子供医療や子供手当、母子手帳の交付などの各種手続きがスムーズに行えるように支援を行いました。また、定住対策・暮らし支援課が窓口となって、随時、生活相談を行いながら、要望に応じて、病院の診療や保健師の健康相談、学校の受入れ、日本語学習や就労などの支援に関係部署等と連携をして取り組んできました。

さらに、6月定例会で議決いただいた補正予算によりまして、日常生活の安定を図るため、ウクライナ避難民生活支援金の支給を開始し、経済的な支援を行っているところです。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 庁内連携については理解いたしました。

本市には、一家5名でウクライナから三次に避難されております。担当課は、支援策として、市民の皆さんや地元の企業、団体等の御支援や御協力を頂きながら連携を進めて、先ほど部長

言われましたけども、三次市ウクライナ避難民受入れに係る協力支援申出表をつくられておりますが、近々でよいのですが、3月25日からこれまでどれくらいの御協力や御支援があったのか、御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) ウクライナ避難民の受入れに当たって、市民や企業、団体等へ支援の協力をお願いしたところ、7月末までに、日本語学習支援や物資の提供、就労の受入れなど、23件の申出を頂きました。避難民の希望に応じて、紙おむつやマスクなどを提供しており、就労に結びついたものもあります。そのほかにも、三次国際交流協会として、現金による支援を受け付けており、4月末に一時金としてお渡ししております。

また、市を通さず支援していただいている方も多数おられると伺っており、市民の皆様の御支援、御協力に感謝しているところです。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 部長から23件の御支援があったと聞いております。それで、紙おむつ等々のいろいろな御支援があったということ、引き続き御支援のほう、市民の皆さんに感謝したいと思います。

それで、次のウクライナ難民の生活支援策等人道支援のための給付金の現状と今後の取組の質問なんですけども、本市は、ウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を支援するため、募金箱を本庁並びに各支所、水道局に設置してあります。当初は3月17日から5月26日まででしたが、戦闘が激化するウクライナを支援することを継続するため、今月26日まで延長されています。しかし、ロシアによる侵攻は収まる心配がございません。寄附金の現状並びに募金活動の今後の取組について御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) ウクライナ人道危機救援募金は、ウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国と、その国々での救援活動を支援するために、3月17日から、市役所本庁や各支所、水道局に募金箱を設置しており、現在、約45万円の募金を受け付けています。募金の受付を現在9月26日までとしておりますが、募金の送付先としております日本赤十字社の受付期間が令和5年3月31日まで延長されましたので、今後、市の受付期間も延長していきたいというふうに考えております。

また、この募金とは別に、三次市に避難された方々の生活を支援するための寄附金につつま

しては、一般財団法人三次国際交流協会と連携をして、4月25日からの受付も開始をしております。御寄附を活用して、市内に避難された方々の生活準備金の一時金も支給をしているところですが、こちらのほうが、その後の寄附も合わせまして、現在までに約22万円の寄附も頂いているところですが、今後の避難民の受入れも視野に入れつつ、現在避難されている方々への支援の充実を図るために寄附金を活用させていただきたいと考えております。避難期間の長期化も予想されることから、さらなる募金や寄附の御協力について呼びかけをしていきたいというふうに考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 具体的な数字までお答えいただき、ありがとうございます。今は5名の方が本市に避難されておりますけれども、今後も三次市のほうへ来られる方もおられると思いますし、先ほど部長言われましたように、令和5年3月31日まで募金活動が延びることはうれしく思っております。

想定される支援の内容として、日本語学習、そして市営住宅等の提供、生活相談などが考えられまして、生活支援として、県内初ではありましたが、マスコミのニュースにも取り上げてもらいました。避難民に対して1人当たり月3万円を給付することになりました。今後も人道支援していくため、生活相談等の現状や課題、そして、避難民に対して新たな取組があるのか、御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) これまでの生活相談から、避難者自身が生活資金を得るための就労に向けて、ハローワークと連携しながら取組を進めていますが、労働時間や就労場所、日本語理解等に課題があり、安定した就労先の確保には至っておらず、事業所等の御協力により短時間の就労をしていただいているという状況です。

また、日本財団からの避難民への支援も時間を要する中、生活を支えるためには経済的支援が必要であると考え、ウクライナ避難民生活支援金支給事業を開始したところです。今後も安定した生活を守るための就労支援を継続するとともに、生活状況等を確認し、必要な支援を行っていきます。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 引き続き支援のほうをお願いしたいんですけども、今こちらに来ておられる、新聞報道にも出ましたイリーナさん一家でございますが、7月下旬にはいとこの御自宅を出られて、アパートへ今住んでおられます。アパートを借りて住んでおられます。生まれたば

かりの一番下の子供さんは、来た当初ははいはいでしたけども、今は大きく成長されて自分の足で歩かれている報道もありましたし、八次小学校に通うアレクサンドルさんは、9月からは現地の学校の授業をオンラインするという報道も出ておりました。やっぱり母国を愛することは、すごく母国のことも心配されながらも、幸せな春は必ずやってくるというコメントも出しておられます。どうか寄り添った支援をしていかなければならないんだと思います。

本市の避難民の決意や支援体制は理解いたしました。市長も記者会見等で強いメッセージを出しておられます。本市以外の県内市町と一体となって、寄り添った支援ができているのか。避難民が生活に不安を感じないように配慮すべきと思いますが、最後に御所見をお伺いします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 県内自治体との連携した取組でありますけれども、現在、県と、避難民への取組として、ソフトバンクのスマートフォンの無償貸出しを行っております、これを受入れ市に提供されています。また、今後、県の事業によりまして、タブレットを配布し、避難民の滞在長期化に伴う母国とのつながりの維持、そして県内に散在している避難民同士をつなぐ支援が行われる見込みであり、連携して取り組んでいきたいというふうに思います。

ロシアのウクライナ侵攻が8月24日で半年となっておりますけれども、戦闘は収まらず、侵攻の長期化というのが懸念されております。引き続き避難民への人道支援として、受入れ表明したときから変わらぬ支援を行っていく考えであります。これまでも様々な生活の相談や、避難民への支援の申出に対する対応などを行ってまいりましたけれども、今後も、避難民と連絡を密にしながら、しっかりと連携を取りつつ、安心して三次市で生活していただけるよう、寄り添った支援を行っていきたいというふうに考えています。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 今回来ておられるイリーナさんなんですけども、鵜飼を体験された姿とか、七夕の行事に出られたとか、チャリティコンサートにも来ておられて、元気な、三次に慣れよう、慣れようとしている姿に頭が下がる思いでした。今も、この時間、ウクライナは罪のない子供たちから大人までが、アパートが、学校が、そして住宅が破壊されていることを思うと胸がいっぱいでございます。一日も早い平和を願いたいと思います。

それでは、大項目2つ目の質問に入ります。これもウクライナ、ロシアに関することではございますが、小学校、中学校での平和教育について御質問に入ります。

ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、小・中学校で平和を考える活動が全国に広がっています。ウクライナの支援にと募金活動も行われている学校もあると聞いております。ロシアによるウクライナの軍事侵攻をテレビ、新聞等を通してどう受け止め、どう考えなければならないのか、学校現場での学びが必要と考えます。

まず、学校現場での、ウクライナ、ロシアへの受け止めは様々でしょうけども、教職員、児童生徒の受け止めをお伺いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) ウクライナに関する報道を通しまして、戦争の悲劇に心を痛め、平和を願う思いを強くしている児童生徒というのは多くおります。先ほど来お話しもしていただいておりますように、ウクライナから本市に避難をして、現在、市内の小学校に在籍をしている子供もおります。当該の学校においては、何よりも子供に寄り添って、安全・安心を第一に学校生活を送れるように丁寧に対応しているところでございます。

市内の学校においては、ウクライナの状況につきましては、例えば児童に問いかけて、考えを交流したというふうなこと、あるいはまた、ウクライナの戦場の様子の写真というふうなものを提示して、感じたことを交流した後に、平和な世界の実現を願いながら灯籠作りを行ったというような学校もございます。どの学校におきましても、自分自身の身に置き換えて、時には不安になる児童生徒というふうなものもおりますけども、その気持ちにも寄り添いながら、思いもしっかり受け止めながら、何よりも平和を願う、そういう気持ちというふうなものに共感をしながら関わっていくということを学校全体でも確認をしながら取組を進めているところでございます。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) ウクライナまたはロシアがメディアでも大きく報道はされております。ロシアによるウクライナ侵攻が開始され、大きく報道されているんですけども、世界中には、シリア、ミャンマー、アフガニスタン、イエメン、エチオピアなど、あまり日本のニュースでは報じられていない紛争も、解決の糸口が見えてない状況も見えますことから、ロシア、ウクライナを含め、一日も早い平和を願っております。

それでは、次に平和学習について質問に入ります。学校現場での平和学習の一環として、ロシアによるウクライナ侵攻問題をどのように扱っておられるのか。また、小学校低学年から中学生には、いま一度平和について考えるきっかけになってほしいと思います。道徳等の授業で行われていると思うんですけども、この平和学習について、三良坂小・中学校の児童が合同で平和学習に取り組み、千羽鶴を折ったことや、そして、8月5日の同町の平和公園に手向けたという報道もありました。そして、全校生徒約190人が体育館に集まり、戦争についてグループ討議をしたことも報道されております。そして、縦割り班で10班に分けて、上級生が下級生に教えながら、丁寧に千羽鶴を折ったという報道も出ておりました。平和教育への本市の学校現場での取組をお伺いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 各学校におきましては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、そして教育の中立性を確保しながら、国際教育でありますとか、あるいはまた、人権教育、環境教育、そういったこととの関連も図り、平和を尊重する心や態度を育成するという取組を計画的に行うということとしております。多くの学校におきましては、主に今年も8月に登校日を設けておりますけれども、その際に、児童生徒の実態に合わせた平和学習というのを実施しております、その中でウクライナについて取り上げた学校も多くあるということ把握しております。

先ほども少し例を申し上げましたけれども、戦争に関する本の読み聞かせをした後に、ウクライナの状況でありますとか、あるいは第2次大戦などの戦争の恐ろしさについて考えを深める活動というのを行ったという学校や、あるいはまた、校長の講話の中で、ウクライナを例に挙げて、戦争の悲惨さなどの話をした後に、平和のために実際に自分たちが今できることということについて考える学習活動を行ったというふうな学校は多くあるというふうに把握をしているところでございます。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） それぞれの学校でそれぞれの活動をされているということもよく聞きますし、社会見学に平和公園に行って、折った千羽鶴を手向ける。学年に応じた平和学習が必要なんだろうと思います。

この項目最後になりますが、今年で終戦77年目を迎えました。戦前、戦中を知る方々も年々減ってきております。8月6日、9日、そして8月15日がどういう日なのか分からない若者も増え続けています。小学校低学年から戦争を風化させない平和教育をしておくべきと考えます。

それで、アンケートも新聞の報道にもありましたけども、日本で戦争があると答えた人は48%、ウクライナ侵攻に関心がある人は、まだ高くなりまして91%、日本が戦争をする可能性が最も高いという形は、他国同士の戦争に巻き込まれてしまうというパーセントが約50%になります。今、平和について、こういうウクライナの問題で、平和を考える教材はよくあると思いますので、本市の小学校、中学校での平和教育に対する御認識を最後にお伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 議員もおっしゃっていただきましたように、戦争体験をなさった方、あるいは直接被爆をなさった方というふうなことの高齢化というふうなことも言われているところでございますし、そういったことに伴いまして、原爆と戦争の記憶が風化していくということが懸念をされているということはおっしゃったとおりだとおっしゃるにございます。

そういう中で、本市においては、戦争体験の継承と平和の貴さの次世代への継承、そして、

恒久平和の願いは大切なことであるというふうに認識をして、取組を進めております。学校教育における平和教育におきましては、教育基本法、また学校教育法に示されている教育の根本理念を基にして、学習指導要領にのっとり実施をいたします。教育の中立性を確保しつつ、児童生徒の発達段階に配慮をした上で、戦争や被爆の実相に触れる取組、また、国際貢献などの視点に立った取組など、地域や学校の実情に応じて、全ての小・中学校で平和教育を推進していきます。

今年度も、多くの学校で、先ほど言いましたように、8月に登校日を設けたところでございますけれども、何よりもそれぞれの学校、あるいはそれぞれの児童生徒の実態に配慮、応じながら、戦争に関する絵本の読み聞かせや、また、ビデオ鑑賞、また、被爆体験伝承者、直接話をお聞かせいただく、そういったことや、また、地域の方から戦争体験の聞き取りといったものも計画的に行ってまいりますし、今後もそれぞれ趣旨にのっとり計画的に平和教育に取り組んでまいります。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 教育長言われるように、やはり学年ごとに合った平和教育を今後も推進していただきたいと思います。よろしくお願いします。

大項目3つ目の子供・子育て政策について質問に入ります。

子供政策の司令塔をめざすこども家庭庁設置関連法案がさきの国会第208回通常国会で成立いたしました。国は今後、少子化、虐待、子供の貧困といった課題に一元的に取り組もうとしております。様々な困難を抱えている子供たちや家庭に対する諸問題を解決していくことは喫緊の課題でございます。

しかしながら、国が新たな行政組織を設置しただけでは子供たちの状況改善にはならないと思います。2023年4月、国のこども家庭庁設置によって本市の体制はどのようになるのか、変わらないのか、まず御所見をお伺いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○議長(山村恵美子君) 松長子育て支援部長。

○子育て支援部長(松長真由美君) 国は、こども家庭庁設置により、少子化対策、児童虐待防止、子供の貧困対策など、各府省庁に分かれている子供政策に関する総合調整権限を一本化させます。現在、こども家庭庁へ移管される法律、所掌事務等が示され、令和6年度施行の改正児童福祉法の内容について、地方自治体への説明が行われている状況でございます。現時点では、本市の子育て支援体制の変更予定はありません。

市では、平成30年4月から、ネウボラみよしを立ち上げ、妊娠前から子育て期にわたる支援を関係部署と連携して行っております。また、今年3月には、三次市子ども家庭総合支援拠点を子育て支援課に開設し、全ての子供とその家庭、妊産婦を対象に、その実情を把握し、子供

が健やかに育つよう、関係機関と連携して相談支援を行っております。この仕組みを活用して、関係部署と一層の連携を図りながら子育て支援を行っていきたいと思います。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 部長から、そう変更はないという御答弁いただきました。当初、これは、こども家庭庁設置というのは、もともと「こども庁」という名前がつく予定だったらしいんですけども、「こども家庭庁」という名前になっています。こども家庭庁を御紹介させていただきますと、3つの部門から構成されています。

1つ目は企画立案。これは総合調整部門でございます。内容としては、データベースを整備する部門。2つ目は成育部門。内容は、子供の性被害防止や教育・保育の策定でございます。3つ目は支援部門として、内容としては、様々な困難を抱えている子供たち、家庭を支援するという、3つの部門から成っております。国の政策と本市の施策との類似点や相違点を整理するなど、こども家庭庁創設後の本市の組織体制については具体的な検討ができていますのか、つながりやすみ分けの部分なんですけども、あまり変わりがないと言われたので、一応、具体的に整理はできているのか、御所見をよろしくお願いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) こども家庭庁へ移管される法律であるとか、所管事務等は現在示されましたけれども、具体的な支援策については、現在少しずつ示されている状況でございまして、今時点で、国と市の比較といったようなことは行っておりません。また、本市の子ども・子育てに係る支援というのは、国・県の政策に基づいて推進しているものでございますので、いわゆるめざす方向というのは基本的に同じであり、国がこども家庭庁を創設したからということで、そこに相違が生じるものとは考えておりません。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 安心しました。国がこども家庭庁発足を目の前にして、本市の子供たちに関する施策を今後どのように推進していくおつもりなのか、御所見をお伺いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) こども家庭庁の設置によりまして、子供関連の政策が集約されることから、政策によりましては、市の体制として、子育て支援部、福祉保健部、教育委員会など複数の部署に所管がまたがるということにはなりますが、部署間で連携して推進してま

いりたいと思います。

本市では、子どもの未来応援宣言を行い、その実現のため、取組基本方針を策定し、子育て、教育部門を軸として、福祉、保健、医療、産業など、関係部局が連携して、全庁的な取組を進めております。今後、こども家庭庁の設置を受けて行われる国の政策の動向等を注視しながら、関係部局とより一層の連携を図りながら、子育て支援策を推進してまいります。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 庁内横断的に、教育委員会も含め、今後、本市には、ネウボラみよしという他市に自慢できる部署もありますので、子育て支援もありますので、引き続きよろしくお願ひします。

次に、少子化対策について質問に入ります。

少子化は、将来の日本や本市にとっても大変深刻な問題でございます。そこに輪をかけて、コロナ禍で、婚姻数、妊娠届出数、出産数が減少しています。その要因としては、緊急事態措置が行われた結果、出会いの場の減少、コロナ禍で不安材料が増え、結婚、出産をためらう方々が増加したことも考えられます。このような不安払拭なくして、市民の方が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見いだせる社会をつくり出さなければならないんだと思います。

国は、来年度、こども家庭庁が発足しますが、三次の少子化は三次でやるんだという気構えで、三次版こども家庭庁を設置する気構えで、本市の少子化対策なり子育て支援を展開していくべきと思いますが、御所見をお伺ひします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 本市では、先ほども申しましたが、安心して妊娠、出産、子育てが行えるように、ネウボラみよしで妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っております。子育ての不安や負担感の軽減を図ることが重要と考え、妊婦訪問や赤ちゃん訪問などのアウトリーチ型支援や各種相談事業など、子育て家庭に寄り添った支援を行っているところ です。

また、現在、ネウボラみよしDX事業として取り組んでいる妊娠期から子育て期に係る情報の一元化や、AIを活用したリスク予測により、予防的支援を行うためのシステム構築というのは、国の方針に先んじて取り組んでいるものでもございます。繰り返しになりますが、ネウボラみよしや子ども家庭総合支援拠点といった仕組みを活用して、国の方針に対応できるように、関係部署と連携を図り、子育て支援に取り組んでまいります。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番（重信好範君） 本市のことは本市でやろうよという部長の答弁もありましたし、国の御支援も受けなければなりません。やはり国に自慢できるようなネウボラみよしという部署もあります。そこを市民の方にもう少し分かっていただいて、少子化対策と子育て政策が比例していくようになってほしいと願っております。

次の質問なんですけども、未就学児への助成について、質問に入ります。

本市には、健やかな子供育成と子育てに係る負担の軽減を図るため、子供医療を始めとする様々な助成があります。他市に自慢してもいいと思います。未就学児が入院する際、食事療養費の市独自の助成は行われておりません。難病や低所得者の方への国が自己負担額の減額制度は設けてありますが、これは御提案なんですけども、親御さんの経済的負担を抑えるため、未就学児が入院する際の食事療養費の助成について御所見をお伺いします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松長部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） 入院時の食事療養費は、入院した場合に必要な食事代について、その一部を医療保険が負担することで利用者の負担軽減を図る仕組みであり、所得などに応じて自己負担である標準負担額というのが決まっております。この標準負担額は、入院時に限らず、在宅であっても必要となる食材費や調理費相当額という考え方であることから、入院時の食事療養費の標準負担額に対する市独自の助成というものは考えておりません。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） 考えておられないと言われたんですが、検討してもらえないんでしょうか。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松長部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） 繰り返しになりますが、この標準負担額というのは、入院時に限らず、在宅であっても必要となる食材費であったり、調理費相当という考え方でございますので、子供医療というのは、対象としては18歳までの子供を対象としております。子供医療費の対象となる子供の経済的な負担軽減ということであれば、その場合は、対象の18歳までの子供ということで検討する、就学前の子供に限った制度の創設というのは適切でないとも考えます。

いずれにしても、この標準負担額は、食材費や調理費相当額という考え方でございますので、市としての独自の助成というのは考えておりません。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番(重信好範君) 子供さんが入院したときに気になるのがやっぱり入院費用だと思うんです。今、部長言われるように、他市ではそういう助成があるということも分かっていたきたいと思えます。

次に、保育所での安全対策について質問に入ります。

まず、子供たちの安全対策なんですが、本年4月、広島市西区の市立保育園で保育中の男児が行方不明になり、その後、近くの太田川から発見、亡くなった痛ましい事故が起きました。この事故を受けて、県は、県内の公立・私立保育園、幼稚園、計635園の安全点検の結果を7月28日に公表し、25.2%の165園で危険と見られる箇所が見つかりました。緊急措置、緊急で直したことが報道されましたが、この事故を受けて、本市の保育所での安全点検並びに保育中の安全対策についてお伺いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長(松長真由美君) 保育所での事故防止、安全管理につきましては、保育所保育指針に記載があるほか、特に重大事故が発生しやすい睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中などの対応については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインが示されております。各保育施設では、保育指針やガイドラインに従って、事故防止と安全管理に取り組んでいるところでございます。

今年4月の広島市立保育園での園児死亡事案を踏まえまして、保育士及び保育係職員による一斉点検を行いました。その結果、フェンスの間に子供が擦り抜けられる隙間があるもの、フェンスの高さが低い箇所があるもの、門扉等にかぎは設置してあるけれども、園児が開閉可能であるものなど、19施設中11施設に園児の抜け出す可能性のある危険箇所があることが分かりました。このうち、敷地の一部にフェンスがない保育所2所については、応急対応を行った上で、現在、フェンス新設を進めている状況です。そのほかの危険箇所につきましては、ロープやネットで隙間を塞ぐ、鍵を追加するなどの対応を順次行っているところでございます。

併せて、保育所内で子供の安全を守るソフト面での取組としまして、危険箇所や職員の役割分担の再確認、ヒヤリ・ハット事例の共有、子供への丁寧な声かけ、人数確認の徹底やその確認頻度を増やすなどの対応を行っております。

保育所での事故などは、フェンスや設備、遊具などの物的・環境的要因、ハード面と、子供の行動や保育士等の関わりなどの人的要因であるソフト面が合わさって発生すると考えますので、今後もハード・ソフト両面での事故要因を取り除くよう取り組んでまいります。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番(重信好範君) フェンス等の危険箇所があったという部長からの報告がありました。2歳、

3歳、4歳、自分で歩くことを覚えた子供たちは、他県でも、今、行方不明になった小さいお子さんが、あれは自宅からなんですけども、やっぱり保育士さんの御努力もよく分かりますし、けががあってからでは遅いので、今後とも対応をよろしくお願いします。

この項目最後に、保育所での子供たちが遊ぶ遊具なんですが、定期点検はされていると思いますが、定期点検について御所見をお伺いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 保育所の園庭には、ブランコや滑り台などの固定遊具が設置されております。これらの遊具については、安全点検チェックシートに基づいて保育士が月1回の日常点検を行うほか、年1回、専門業者による点検を実施しております。専門業者による点検では、部材の劣化状況や塗装の状況などの判定を行い、修繕等の必要性が指摘された遊具については都度対応しております。また、子供の発達段階に合った遊具を使用する、遊具の安全な遊び方を繰り返し伝えるなどの安全指導も行っております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 子供たちが一番楽しんで遊ぶ遊具でございます。事故のないように、また、目視等々で日頃から点検していただきたいと思います。

それでは、大項目4つ目の本市の魅力を生かした移住・定住対策について質問に入ります。

新型コロナウイルス感染拡大が世界的に広がりを見せ、3年余り、市民生活にも大きく影響を与えています。日常生活も変化していますが、働き方改革などで、首都圏の企業から地方の企業へ、そして行政へとテレワークが急速に広がり、テレワークの進展により、働き手のライフスタイルの選択肢が増えれば、地方にとってはチャンスと言えます。毎日のように激変する社会情勢を踏まえて、今後、どのように移住・定住施策を展開していくお考えなのか、御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響や働き方改革により、テレワークが急速に普及し、首都圏の企業を中心に大きく働き方が変わってきています。会社に行かなくても自宅で働くといったスタイルを企業は積極的に取り入れ、地方進出に目を向ける企業も増え、全国的に地方へ移住する機運が高まっています。多様な働き方が浸透しつつあり、三次市の豊かな自然の中でも都会と変わらず仕事ができる、そういった魅力を昨年度は「農ある暮らし」と題したオンラインセミナーを通して紹介しました。

また、実際に三次市へ移住した方を移住・定住ポータルサイトで紹介し、移住者目線での三

次の暮らしの魅力発信に努めており、ポータルサイトの閲覧数も伸びているところです。

引き続き、移住相談会やオンラインセミナーなどの機会を捉えて、移住者へ三次の魅力を直接お伝えし、三次を選んでもらう情報発信にも力を入れていきたいと考えます。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 本市はやっぱり移住・定住に力を入れておられることもよく理解いたすんですが、先ほど部長が言われましたように、移住・定住ポータルサイト「みよしSTYLE ツナグ」、SNSを活用されて、いろいろ「農ある暮らし」等々で働きかけておられると思っております。

やっぱり人口減少対策として、若者世代が来ていただかないと人口は増えないんだろうと思います。どのように捉えて、また、施策はどのようにされているのか、併せて御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 人口減少対策として若者世帯の移住は重要であり、本市が行った地域人材育成派遣事業による地域分析においても、特に20代から30代前半の女性の市外流出が課題として指摘をされ、対策を講じているところです。女性の視点を意識して、若者や女性をターゲットに、魅力的なライフスタイルなどを発信する移住・定住ポータルサイトを立ち上げるとともに、フェイスブックやインスタグラムなどのSNSを使って、若年層に向けた情報提供を行っています。また、女性の多様な選択やチャレンジを支援し、女性の働くことを応援する拠点として、女性活躍推進プラットフォーム「アシスタlab.」を開設し、女性の起業・就業の機運醸成と支援も行っています。

引き続き、子育て世代には、三次市の子育て環境や教育の情報など、三次暮らしについて関心を持ってもらえる情報を発信していきたいと思っております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 本市にはやっぱり女性の移住で起業される方も増えてきております。移住する最大の決め手は、やっぱりすぐ住める家があることだと思います。高知県梶原町では、移住促進のために住環境整備に力を入れており、空き家を改修してすぐ住める家を多数用意した結果、6年間で187名もの移住があったと聞いております。本市においても多数の空き家が点在していますが、それらの空き家を行政主導で整備することで有効活用できないもののでしょうか。移住促進につなげていくこともできるんだと思うんですけども、空き家の今後の利活用についてお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 現在運用しております空き家情報バンク制度では、空き家の所有者と空き家を利用したい人をマッチングして空き家の活用を図り、移住・定住につなげているところです。

空き家の改修は、基本的には所有者である個人が行うものであると考えます。改修費の負担が大きいのであれば、値段を下げて販売することも考えられます。空き家を利用したい人は、安く購入することができ、市の空き家バンク改修補助金で改修費用の補助を受けることができます。現在の空き家情報バンク制度の運用の中でマッチングを図りながら、空き家の活用を進めていきたいというふうに考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 空き家バンクの相談件数は、令和元年度と比べて、令和3年度、2.5倍に相談件数が増えたという市長からの御報告もありました。相談件数が増えるだけではなくて、本市に住んでいただくような施策も考えなければならないんだと思うので、引き続きよろしくお願ひします。

次に、市営住宅の利活用について質問に入ります。

本市には63か所の市営住宅がありますが、全て満室に至っている状況ではありません。Uターン・Iターンで、三和町など、市営住宅へ入居しても、所得が増え、入居基準を超えることもあり、他の地域に住まざる得ない方もおられます。せっかく地域に溶け込んだのに、これでは残念です。所得基準を緩和するとか、市営住宅を定住用の住宅に切り替えるなど、引き続きその地域に住めることができないのか、御所見をお伺ひします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美総務部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 市営住宅には、公営住宅ですとか特定公共賃貸住宅などと言いますが、公営住宅法などの法律によって入居資格が定められている住宅と、それから、そうではない定住促進住宅などの、この2種類がございます。本市が多く管理しております住宅は公営住宅になりますけれども、こちらにつきましては、本来、住宅に困窮されておられる低所得者の方などに対しての、低廉な家賃、安い家賃で供給する、いわゆるセーフティーネットの役割を果たしておる住宅でございます。そして、この諸条件、入居の条件等々は、公営住宅法のほうで定められておるといふ仕組みになってございます。この公営住宅法のほか、中堅所得者世帯などに対応するための住宅ですとか、所得の上限のない定住促進住宅、定住住宅、こうしたものがあるということでございます。

さて、公営住宅につきましては、先ほども申し上げましたように、法律によりまして所得基準を定められておりますので、残念ながら、市独自で所得基準を緩和するという対応ができないものでございます。また、入居後に所得基準を超えられた方につきましても同様に、法の定めによりまして、ここは最終的には明渡義務が発生するというような、そうした法の定めになっておるものでございます。

しかしながら、そうした場合、公営住宅を退去していただかなければならない場合、先ほど言いましたような、その地域にございます、同じ町内、同じ地域にあります特定公共賃貸住宅、多少、所得制限が緩くございます。もしくは所得制限のない定住促進住宅、こうしたものへの移転、引っ越し、こういうものをできるだけ行っていただければというふうに考えておるものでございます。

また、公営住宅を定住用の住宅等に用途変更するということになりますと、先ほど冒頭申し上げましたセーフティーネットとしての公営住宅の目的が果たされなくなるということがございまして、現時点で用途変更というのは難しいというふうに考えておりますけれども、公営住宅の募集につきましては、各地域で必ず1戸ぐらいは、最低1戸は確保できるように、地域をきちんと分けて募集を行っておりますので、こうした形での各地域での需要へ対応していきたいというふうに考えておるものでございます。

また、先ほどのように、その地域から出ていかなければならない場合についても、先ほど答弁にもありました空き家バンク、こうしたものも活用いただきながら、引き続きその地域へ住んでいただく方法、こういうものも検討してまいりたいというふうに思います。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 法律にのっとって、確かにそれも大事だと思いますし、市民の皆さんにより丁寧に説明してあげてほしいんですね。よろしくお願いします。

この項目最後に、移住コーディネーターについての質問に入ります。

6月議会で同僚議員より移住・定住の御質問がありました。その中で、部長より移住コーディネーターのことに若干触れていただきました。本日はコーディネーターについて御質問させていただくんですけども、部長言われるように、相談体制の強化でコーディネーターを配置したんだという御答弁もありました。いま一度、2年前に人員配置されました移住コーディネーターですが、設置目的について御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 移住コーディネーターは、本市への移住・定住を積極的に促すため、移住を検討している方、移住する方、そして移住した方に対して、受入れ環境の整備として、空き家情報バンク制度の促進、移住者等への適切な情報提供、相談対応等の支援を行う

ということを目的に令和3年度から設置をしたものです。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 設置目的については理解いたしました。本市も移住者は、徐々にではあるんですが、増えてきております。移住コーディネーターさんのいろいろな御努力や、また説明力があつたと、いろいろと聞いております。ただ、今現在、1人で活動されており、役割と課題について課題があるんじゃないかならうかと思うんですが、部長の御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 移住コーディネーターの具体的な役割としては、市への移住前後の相談やサポート対応、空き家情報バンク制度の促進や移住に関する情報発信等であり、これらの活動を通して本市への移住・定住を促進しています。

成果としましては、移住コーディネーターを配置したことで、より丁寧な物件案内や移住相談を受けることができ、空き家を探されている方から昨年度は637件の相談があり、44件の現地案内を行い、本市の移住・定住の促進に貢献をしています。

現在、空き家バンク物件の立会をはじめ、集落支援員と連携しながら、現場での業務にも当たっていますが、さらに地域全体における移住希望者の受入れやつながりをどのように構築していくかということが課題であるというふうに認識をしています。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 637件の相談、また44件の受入れという御報告がありました。先ほど部長言われましたように、各地区には集落支援員さんがおられまして、その方々との移住コーディネーターさんとの関係性や連携性、そして、本市には集落支援員さんがいない地域もあります。その地域はどうなっているのか、御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 移住コーディネーターと集落支援員は、空き家の情報や移住者の相談に関して、情報の共有や現地案内など、連携が不可欠です。空き家の登録や見学の際には、その地域の集落支援員と一緒に立ち会い、地域の実情などは集落支援員が説明をしています。

また、その地域の移住者に対しては、集落支援員が中心になり、地域になじむための声かけや相談などに応じ、定住につながるよう支援をしています。集落支援員が不在の地域につい

ては、定住対策・暮らし支援課の職員が同行し、移住者の対応に当たっております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 移住コーディネーターさんとも電話でいろいろ、本来なら会うべきだったんですが、諸事情で会うことができず、電話でいろいろ話をしました。集落支援員さんがいない地域、やっぱりコーディネーターさんもそれを心配しておられたんです。各19自治連さんとはいろいろ密になって頑張っておられるのが伝わってきました。

しかしながら、移住コーディネーターのお仕事内容が市民に周知不足でございまして、ホームページには御説明されているんですが、市民周知をまだまだすれば宣伝効果があると思えますが、御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 移住コーディネーターについては、これまでも、学校への出前講座等を行い、その活動を紹介していますが、もっと多くの市民に知っていただきたいというふうにも考えております。

今後は、機会を捉えて、広報紙やケーブルテレビなどを通して、移住コーディネーターの活動や取組についてお伝えをしていきたいと思えます。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) これは、宣伝効果という、ケーブルビジョンに出演するとか、市民周知にアピールしていけば、コーディネーターさんもまだまだその仕事が増えて、いろいろと相談件数が増えるのではなかろうかと私も確信しておりますし、今現在、1人体制で頑張っておられます。この方も移住でありまして、海外生活も豊富で、ツアーコンダクターもされており、そして4か国語もしゃべれますし、いろいろと優秀な方と聞いております。しかしながら、市内全域を1人でカバーするのは難しいと考えますが、コーディネーターの増員の御計画はないでしょうか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 現在、移住コーディネーターは1名ですが、精力的に活動していただいております、三次市の移住の相談窓口として大きな役割を担っていただいております。

移住者への対応は、先ほども申しましたように、移住コーディネーターを中心に、各地域の集落支援員や支所職員とも連携を取りながら対応を行っており、現在のところ、増員について

は予定をしております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 増員の計画がないということで、残念ではあるんですけども、いろいろ、市民周知を、先ほど言いましたように、テレビ出演とかを考えながら、この人がおらなければ三次の移住・定住はどうにかなるよというような人なので、私も個人的には応援しておりますし、決してコーディネーターさんを批判するつもりでこの質問を選んだわけでもございませんので、そこは御理解ください。

ちょっと時間は余りますが、これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) 本日の一般質問はこれまでとし、残りの質問は明日行いたいと思います。お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

視聴者の皆様、傍聴の皆様にお知らせいたします。

明日も会議は9時30分に開会する予定としておりますが、台風11号の影響により、開会時間が変更となる場合がございます。その際には市のホームページ等でお知らせしますので、御確認をお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午後 4時23分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月5日

三次市議会議長 山 村 恵美子

会議録署名議員 伊 藤 芳 則

会議録署名議員 山 田 真一郎